
学 生 生 活 ハンドブック

大阪大谷大学
2025

目 次

建学の精神・教育理念	4
大学生活について	5
礼 拝	9
花まつり・報恩講	10
学生生活	11
■ 学生生活と学内規則	12
■ 学生への公示	12
■ 納付金・諸会費の納入	14
■ 学生証	16
■ 通学証明書	18
■ 通学定期乗車券	18
■ 実習用通学定期乗車券	19
■ 学校学生生徒旅客運賃割引証	22
■ 現住所・帰省先・電話番号等の変更	23
■ 忌引届・欠席届・登学許可書(治癒証明書)	24
■ 学籍に関する異動	25
■ 身上に関する異動	26
■ 懲戒について・学生の呼び出し・照会について	27
■ キャンパス・ハラスメントについて	28
■ キャンパスマナー	30
■ たばこ・飲酒について	31
■ 遺失物・拾得物	31
■ 授業時間・試験時間	32
■ 門限・臨時休講	33
■ 緊急時の行動について・式服・履物・印刷	34
■ 通学手段	35
■ 通学路	36
厚 生	37
■ 奨学金	38
■ 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険・公傷金	43
■ 保健	45

■ 学内・学外活動時の緊急連絡方法	48
■ 薬物乱用防止について	49
■ SNSの利用について	50
■ 悪徳商法に注意	52
■ アルバイト	55
■ 住居(ひとり暮らしなど)の紹介	56
課外活動	57
■ 課外活動への加入	58
■ 各種委員会について	59
■ 2025年度課外活動団体一覧	61
学内諸施設	63
■ キャリアセンター	64
■ 地域連携センター	65
■ 国際教育交流センター(GLEX)	66
■ 情報基盤センター	68
■ 図書館	72
■ 教職教育センター	73
■ アクセスルーム	74
■ 学生相談室	75
■ ウエルネスセンター	76
■ ラーニングcommons	77
■ その他	78
■ ハルカスキャンパス	80
■ 届出・願出・証明書等発行	81
■ 証明書自動発行機・窓口事務取扱い時間	84
■ FAQ(こんな場合はこちらまで)	85
規 程	87
■ 体育施設使用管理規程	88
■ 情報基盤センター利用規程	90
大阪大谷大学成光会(同窓会)会則	93
学歌・花祭の歌・報恩講の歌・恩徳讃	101
大阪大谷大学学舎配置図(施設・教室)	108

建学の精神

「報恩感謝」

自己が無数の「いのち」に支えられていることを自覚し、
その恩をたずね、感謝の心を捧げつつ生きていこうとすること。

教育理念

「自立」「創造」「共生」

自 立：自主的な判断力や問題解決能力を育成するとともに
自らを律する態度を培う。

創 造：学んだ知識や技術を活かして新しい知見を創造する
能力や実社会で実践する能力を育成する。

共 生：自分と他者、我が国と国際社会、
人間と自然や環境との間で互いに理解し尊重し
共存しようとする態度を培う。

大学生活について



学生部長
松原 裕一

大学というところは、専門的な知識や技術を深める「学びの場」であると同時に、多様な人々と出会い、共に成長する「生活の場」でもあります。教室での学びはもちろん、クラブ活動やボランティア、インターンシップ、地域連携プロジェクトなど、学内外での経験はすべて「学び」の一部です。ここで得られるものは、単なる資格やスキルではなく、社会を生き抜くための「人間力」そのものです。

皆さんは今、「子どもから大人への移行期」にあります。これは、自らのアイデンティティを模索し、「自分とは何か」を問い続ける時期です。大学での挑戦や失敗、友人との議論、時には孤独な思索が、揺るぎない「核」を形成していきます。悩みや葛藤があるからこそ、自分の特徴や価値観が見えてくるのです。

本学の教育理念「自立」は、経済的自立と精神的自立の両輪で成り立ちます。前者は専門知識の修得によって、後者は多様な経験を通じた自己理解によって育まれます。例えば、サークル活動でリーダーシップを発揮する経験は「自分の得意不得意」を自覚する機会に、地域連携活動は「他者との協働」の重要性を学ぶ場となるでしょう。近年、大学は地域社会と切り離せない存在です。キャンパスの周囲で暮らす方々や他大学との交流は、私たちの活動を支える基盤です。迷惑をかけないという消極的な姿勢ではなく、積極的に地域に貢献し、「共生」の精神を実践してほしい。この意識が、グローバル社会で他者を尊重する力へと繋がります。

未曾有の災害や社会変動が日常化する時代、柔軟に物事を捉える力が不可欠です。授業で壁にぶつかった時、人間関係で悩んだ時、ぜひ画面から考えてみてください。「なぜこの出来事は自分に起こったのか？」という問いが、新たな視点を生み出します。

大学には、皆さんの成長を支えるサポート体制が整っています。学生課やキャリアセンター、保健室など、必要な情報はこのハンドブックに網羅されています。しかし、情報は待つのではなく「自ら取りに行くもの」です。ネット検索で得られる断片的な知識だけでなく、冊子の隅々に目を通してみてください。思いがけない発見が、道を拓く鍵になるでしょう。

大学生活の主役は、紛れもなく皆さん自身です。授業選択から課外活動、アルバイトまで、全てが「自己責任」という名の自由を伴います。例えば、ボランティア活動に参加すれば社会課題のリアルを知り、インターンシップでは業界の裏側に触れられる。これらの経験が、「将来像」を具体化するヒントになるのです。しかし自由とは、孤独な作業ではありません。教職員や先輩、地域の方々との関わりが、皆さんの選択肢を豊かにします。本学で出会う仲間は、卒業後も生涯の友人となるでしょう。多様な価値観に触れ、時には衝突し、寛容さを学んでほしいと思います。

最後に、大切なことを伝えます。大学時代の最大の財産は「挑戦した経験」です。失敗を恐れず、興味のあることに手を伸ばしてください。スポーツで全国大会を目指すもよし、地域活性化プロジェクトを立ち上げるもよし、芸術活動で自己表現するもよし。全ての経験が、皆さんを「唯一無二の存在」に磨き上げます。大阪大谷大学での大学生活が、自らの可能性を解放し、社会と自分をつなぐ架け橋となるよう願っています。

建学の精神

「報恩感謝」

本学の母胎大谷学園は、明治 42 年（1909）、大阪の難波別院境内に設立された大谷裁縫女学校に端を発します。平成 21 年（2009）に創立百周年を迎えました。創立者左藤了秀は、真宗大谷派の僧で、日露戦争後の人心の荒廃に心を痛め、仏教界の刷新に情熱を傾けた人です。仏教を人々の心の糧として定着させるためには、学校教育を通して宗教心を育成すべきだと考え、一宗一派にこだわらない自由な立場で宗教的情操教育を行おうと、本学園を創設しました。

校祖の理想を受け継いで、昭和 41 年に「大谷女子大学」として開学した本学では、「大乘仏教の精神」を建学の精神の根幹に定めました。その立場は、平成 18 年に男女共学に移行し大学名を「大阪大谷大学」と改称した後もかわることなく守られています。

「大乘仏教の精神」には、極めて広い意味内容が含まれていますが、本学では開学以来それを「報恩感謝」という言葉で理解しています。

釈尊^{注1}によって提唱された仏教は、あらゆる「いのち」が、その個性のままに絶対の尊厳をもち、しかも互いに支え合いながら存在することを説く宗教です。すべての生きとし生けるものが、それぞれの個性を最大限に発揮し、最高の輝きを得られるよう、共に助けあい励ましあって成長してゆけるような社会の実現を目指しています。これこそが大乘仏教運動の目標であり、真宗の宗祖親鸞聖人^{注2}の教えもこの精神に依拠するものといえます。自己が無数の「いのち」に支えられていることを自覚し、その恩をたずね、感謝の心を捧げつつ生きてゆこう、というのが「報恩感謝」の心です。

「報恩感謝」の心を芽生えさせるためには、「いのち」を見る目を持つ

ことが肝要でしょう。昨今の社会情勢を見ますと、「いのち」を見る目の欠如がさまざまな問題の根元をなしているように思われます。我々は普通、自己を中心にして他者の価値を判断しています。自分にとって役に立つか否かの判断基準に基づいて物の価値を定めています。これは「道具」を見る目と同じです。道具を見るのと同じ判断基準で人を見てはいけません。人を見るときは、一つ一つの「いのち」の尊さに目を向けなければならないのです。

本学では、「大乘仏教の精神」に基づき、お互いの「いのち」を尊び感謝の心で接し合うことができるような人間関係を築くことによって、輝かしい個性の集う理想の学園を作り、社会に貢献してゆくことを目指しています。

教育理念

「自立」「創造」「共生」

自 立：自主的な判断力や問題解決能力を育成するとともに自らを律する態度を培う。

創 造：学んだ知識や技術を活かして新しい知見を創造する能力や実社会で実践する能力を育成する。

共 生：自分と他者、我が国と国際社会、人間と自然や環境との間で互いに理解し尊重し共存しようとする態度を培う。

注1 釈尊

釈尊とは、釈迦族出身の尊者という意味で、お釈迦さまともよばれます。本名はゴータマ・シッダッタといいます。紀元前5～4世紀のインドで活躍した宗教家です。現在のインドとネパールの国境付近、カピラヴァットゥを都とする釈迦族の王子として、ルンビニーの苑に生をうけ、恵まれた少年期を過ごしますが、やがて人生の苦に悩み、その苦悩を脱却する道を求めはじめます。彼のとらえた苦とは、老・病・死に代表されるような、人としての生をうけたかぎり決して逃れることのできないものでした。29歳のとき、苦の克服をめざして出家し、6年間の修行を経て、その目的を完遂したといわれます。のちにブッダガヤーとよばれる村の菩提樹の木の下で、苦の克服に至る智慧を獲得し、ブッダとなられたのです。35歳のときでした。釈尊は「縁起」の理法を悟って、苦の因を明かし、永遠の生命の世界にめざめられたのです。その後45年間にわたる説法によって、多くの人々に心の安らぎを与えつづけ、クシナーラにおいて80年の生涯を閉じられます。

注2 親鸞聖人

親鸞聖人は、承安3年（1173）4月1日、日野有範^{ひのありのり}の子として京に生まれ、9歳のとき慈鎮和尚^{じちんかしやうじえん}慈円^{じえん}のもとで出家されます。比叡山^{ひえいざん}にのぼって学問修行をかさね、常行三昧堂^{じやうぎやうさんまいどう}の堂僧などをつとめられますが、心の平安を得ることができず、建仁元年（1201）、29歳のとき、比叡山を下りて法然聖人の弟子となりました。元久2年（1205）には、法然聖人の主著『選択本願念仏集』^{せんじゃくほんがんねんぶつしゅう}の書写を許されます。建永2年（承元元年・1207）の念仏弾圧により、法然聖人や同門数人とともに処罰され、僧籍を剥奪されて越後に流されます。この地で終生の伴侶恵信尼さまに出会ったといわれます。赦免ののち妻子とともに常陸へ赴き、以後二十余年間、関東諸国をめぐる、多くの門弟を育てられます。関東一円の念仏者集団の指導者として確固たる地位を築かれたわけですが、60歳をすぎた頃、突如京都に帰られ、それ以来著述活動に力を注がれるようになります。関東在住時代に起筆された主著『顕浄土真実教行証文類』^{けんじやうどしんじつしやうぎやうしやうもんるい}は、帰京直後に一応の完成をみますが、その後も常に座右に置き、補訂を加えつづけられたようです。ほかにも『浄土分類聚鈔』^{じやうどもんるいじゆしやう}『愚菟鈔』^{ぐとくしやう}『入出二門偈』^{にやうしゆつにもんげ}『三帖和讃』^{さんじやうわさん}『一念多念文意』^{いちねんだねんもんい}『唯信鈔文意』^{ゆいしんしやうもんい}等々、多くの著作をのこされました。関東の門弟たちに対しては、書簡のやりとりを通して教化をつづけ、また、教えを求めて上京する者には、懇切丁寧な指導をされています。最晩年には、長男善鸞の義絶という、悲しいできごともありました。弘長2年（1262）11月28日、90年の生涯を閉じ、浄土に還帰されました。

礼 拝

建学の精神を確認しあい、のちの世代につたえてゆくため、本学では、礼拝らいはいの集いをもっています。礼拝とは、わがいのちの意味と行動の規範とを示してくださった仏祖さんだんの徳を讃嘆する（ほめたたえる）行いです。經典を読んだり讃歌を歌ったりすることには、そういう意味があります。それによって、仏祖に対する感謝の意をあらわし、その教えにしたがう決意を表明するのです。

日常の礼拝は、「講堂（18号館）」において行います。ここには「南無阿弥陀仏」の六字名号をご本尊とした仏壇が安置されています。毎週水曜日昼休みに勤行と法話の集いを行っています。

また、春には「花まつり」、秋には「報恩講ほうおんこう」の法要を勤修します。礼拝ののち、講演会などを催します。

花まつりは、釈尊の誕生日の法要です。釈尊の誕生は、古来4月8日のことと伝えられていますが、本学では、4月下旬に勤修します。花まつりには、花御堂はなみどうに御安置した誕生仏に甘茶をそそいで、釈尊の誕生を祝います。これは、釈尊誕生のとき、天から甘露の雨がふりそそいだという言い伝えによるものです。

報恩講は、親鸞聖人のご命日の法要です。親鸞聖人の滅後、その遺骨をおさめた東山大谷の廟堂では、毎年のご命日に、聖人の遺徳をしのぶ法要が勤められるようになります。それを報恩講と名づけたのは、聖人の曾孫にあたる覚如上人です。永仁2年(1294)、親鸞聖人の三十三回忌法要に際し、覚如上人は『報恩講私記』を著して、報恩講の理念と法式とを明らかにされます。その後、覚如上人は、大谷廟堂を本願寺と公称し、これを中心とする真宗教団の基礎固めに生涯をかけられますが、その事業は報恩講の精神に支えられたものでした。報恩講は本願寺とその末寺はもちろん、一般門徒の家庭においても勤められるようになります。親鸞聖人の教えを仰ぐ者にとって、報恩講は一年の中心行事なのです。本学では、11月28日の御正忌に近い水曜日に勤修します。

ほかにもいくつかの行事がありますが、毎年必ず勤めるのは、校祖左藤了秀先生のご命日法要「了秀忌」です。ご命日は12月4日ですが、本学では12月の第1水曜日に「了秀忌」を勤めます。玄関の了秀先生の像にお花を供え、昼休みには講堂において先生の遺徳をしのぶ法要を勤修します。

本学の学生は、これら宗教行事への参加を通じて、建学の精神を学び、生涯の指針を見定めてゆかなければなりません。

「花まつり」「報恩講」法要

花まつり・報恩講は、おおよそ次のような次第で勤修され、ひきつづいて講演会等の行事に移ります。仏教讃歌を中心とした音楽法要の形態をとっていますので、全員で唱和できるよう、練習しておいてください。(102～104 ページ参照)

1. 学歌	102
2. 花祭の歌（花まつり）	104
3. 報恩講の歌（報恩講）	105
4. 恩徳讃	106

学生生活

学生生活と学内規則

大学は、学生にとって自律性^{かんよう}の涵養と学生相互の啓発のための豊かな体験の場であり、同時に学生生活を健康に営むための場でもあります。したがって、学生は自分の責任において規律のある諸活動を行うことが望まれます。本学の規則は、本学学生として遵守しなければならない最低限度の規則です。学生は、これらの規則のもつ意味を十分に理解し、諸規則を守ることによって、大学の秩序を維持するとともに、明朗で健全な学生生活を送るよう努めなければなりません。在学期間中、様々な問題が生じてくると思われますが、些細^{ささい}なことでも気軽に学生課まで相談に来てください。

学生への公示

毎日大学からの連絡や通知は確認すること！

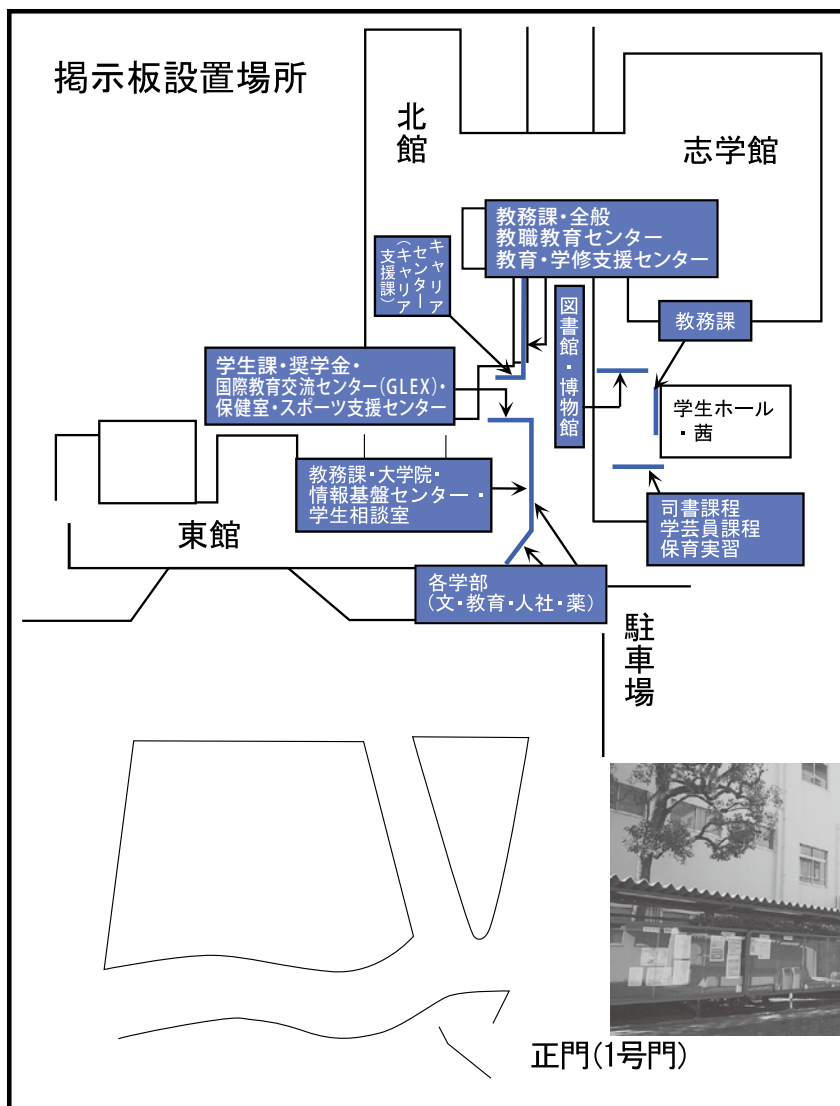
学生への公示およびお知らせ方法

- 大学のホームページ
- Webポータルサイト(シラバス・履修登録・休講情報など)
- Webポータルサイト内のWebフォルダ
- tani-WAのコースニュース
- 学内メール
- 凛ウェブ
- 大学内掲示板(右図掲示板参照)

メールを見なかった、掲示を見なかったという理由で手続き書類を出せなかったり、日時変更を知らなかった為に不利益が生じて、大学は一切責任を負いません。

ホームページ等の連絡、個人宛の学内メールなどは毎日確認する事を意識し、また、登下校時の際には必ず掲示板を見てください。

- 学生呼び出し
- 各種行事案内等
- キャリア支援(就職)
- 奨学金
- 学生周知事項
- 教育実習



納付金・諸会費等の納入

(1) 納付金・諸会費等について

2025年度 学費徴収内訳表

学科	学年	期	納 付 金		諸 会 費 等				合 計
			授業料	施設費	実務実習費	後援会費	志学会費	成光会費	
日本語日本文学科・歴史文化学科・ 人間社会学科・スポーツ健康学科・ 心理福祉学科	1 └ 3	前	455,000	100,000	—	6,000	2,000	—	563,000
		後	455,000	100,000	—	6,000	—	—	561,000
		計	910,000	200,000	—	12,000	2,000	—	1,124,000
	4	前	455,000	100,000	—	6,000	2,000	—	563,000
		後	455,000	100,000	—	6,000	—	10,000	571,000
		計	910,000	200,000	—	12,000	2,000	10,000	1,134,000
教育学科	1 └ 3	前	455,000	105,000	—	6,000	2,000	—	568,000
		後	455,000	105,000	—	6,000	—	—	566,000
		計	910,000	210,000	—	12,000	2,000	—	1,134,000
	4	前	455,000	105,000	—	6,000	2,000	—	568,000
		後	455,000	105,000	—	6,000	—	10,000	576,000
		計	910,000	210,000	—	12,000	2,000	10,000	1,144,000
薬学科	1 └ 2	前	705,000	200,000	—	6,000	2,000	—	913,000
		後	705,000	200,000	—	6,000	—	—	911,000
		計	1,410,000	400,000	—	12,000	2,000	—	1,824,000
	3 └ 5	前	705,000	200,000	※90,000	6,000	2,000	—	1,003,000
		後	705,000	200,000	※90,000	6,000	—	—	1,001,000
		計	1,410,000	400,000	180,000	12,000	2,000	—	2,004,000
	6	前	705,000	200,000	—	6,000	2,000	—	913,000
		後	705,000	200,000	—	6,000	—	10,000	921,000
		計	1,410,000	400,000	—	12,000	2,000	10,000	1,834,000

※薬学科4回生に編入した学生は、実務実習費が各期135,000円となります。

教育専攻科	学年	期	納 付 金		合 計
			授業料	施設費	
	1	前	250,000	50,000	300,000
		後	250,000	50,000	300,000
		計	500,000	100,000	600,000

大 学 院	課程	学年	期	納 付 金		合 計
				授業料	施設費	
	文学 博士前期 研究科	1 → 2	前	200,000	—	200,000
			後	200,000	—	200,000
			計	400,000	—	400,000
	文学 博士後期 研究科	1 → 3	前	200,000	—	200,000
			後	200,000	—	200,000
			計	400,000	—	400,000
	薬学 博士 研究科	1 → 4	前	300,000	50,000	350,000
			後	300,000	50,000	350,000
			計	600,000	100,000	700,000

(2) 納付金・諸会費等の納入について

◆納付期日 前期 5月26日 新入生（編入を含む）は入学手続き時に納入。

後期 10月27日

◆既納の納付金等は事情のいかんにかかわらず返還いたしません。

◆納付金等は届け出た金融機関からの口座振替により納入することになります。

◆納付金等は授業等の出席の有無にかかわらず、学籍のある間は納めなければいけません。

◆正当な理由なく納付金等を滞納し、督促を受けても納入しない場合、除籍されます。

(3) 分納・延納

経済的事情などにより、期日までに納入できないときは、「納付金等分納願」「納付金等延納願」（学生課備えつけ）を提出し許可をうけてください。

◆分 納

「納付金等分納願」は、納付期日の20日前（前期：5月6日、後期：10月6日）までに学生課に提出してください。

各期の納付額を2回に分けて納入することとなります。

分納期日……前期1回目は6月26日まで・2回目は8月26日まで

後期1回目は11月26日まで・2回目は1月26日まで

各期納付額の半額を納入しなければいけません。

◆延 納

「納付金等延納願」は、納付期日の20日前（前期：5月6日、後期：10月6日）までに学生課に提出してください。

延納期日……前期は8月26日まで、後期は1月26日まで。

(4) その他

教育実習費その他の納付金の納付期限・納付方法については、そのつど対象者に郵送で連絡いたします。

学生証

「学生証」は、本学の学生であることを証明するものです。学内では試験時の提示・証明書自動発行機による証明書の交付・図書館への入館および資料の貸し出しなどに必要です。学外では本人確認やその他で提示を求められた時に必要ですから、**常に携帯し、紛失や破損のないよう大切に扱ってください。**

◆使用上の注意

- (1) 常に携帯し、請求があったときは、必要に応じて提示しなければなりません。
- (2) 他人に貸与、または譲渡することはできません。
- (3) 新たな学生証の交付を受けた時または退学等によって学籍を失った時は、ただちに学生課に返却してください。
- (4) 改ざん、または改造したものは無効です。
- (5) 記載事項に変更があった場合は、ただちに学生課に届け出てください。

◆再交付

- (1) 紛失または汚損したときは、ただちに学生課に再交付を願い出てください。紛失した場合は、学生課に遺失届を提出するとともに、悪用される恐れがありますので、すぐに最寄りの警察に届け出てください。
- (2) 再交付の手続きは本人に限ります。(手数料2,000円)

◆仮学生証

学内において学生証が必要な時に不携帯だった場合、証明書自動発行機から「仮学生証」を発行し使用してください(手数料200円)。学内のみの使用に限り一日のみ有効です。

ただし、各種証明書発行等には利用できません。

■ 学籍番号とは

学生証には、学籍番号が表示されています。この番号は学部・学科・入学年度・個人番号で組み立てられており、入学から卒業までの在学中はもとより卒業後も変わらない固有の番号です。学内におけるすべての事務手続きはこの学籍番号によって処理されます。正確に記憶し、記入する際には省略せずに記入してください。＜u学籍番号＞はメールアドレスです。

〔例〕

<u>1</u>	<u>1</u>	<u>25</u>	<u>999</u>
学 部 等 番 号	学 科 等 番 号	入 学 年 度	個 人 番 号

		学 部 等 番 号	学 科 等 番 号
大 学	文 学 部	1	日 本 語 日 本 文 学 科 1
			歴 史 文 化 学 科 4
		2	教 育 学 科 1
			人 間 社 会 学 科 1
		3	ス ポ ー ツ 健 康 学 科 2
			心 理 ・ 福 祉 学 科 3
専攻科	教 育	4	薬 学 科 1
		6	専 攻 科 1
大 学 院	文 学 研 究 科	7	国 語 学 国 文 学 専 攻 1
			歴 史 文 化 学 専 攻 3
	博 士 後 期 課 程		国 語 学 国 文 学 専 攻 1
			歴 史 文 化 学 専 攻 3
	博 士 課 程	8	薬 学 専 攻 4

学生証




A 1 1 2 5 9 9 9 A



大阪大谷大学

Osaka Ohtani University

学籍番号 1125999

所 属 文学部日本語日本文学科

氏 名 大谷 華子

生年月日 2006年 5月 1日

有効期限 2029年 3月31日

上記の者は本学の学生であることを証明する。

大阪府富田林市錦織北3-1-21 大阪大谷大学 学長 印

通学証明書

◆使用上の注意

- (1) 常に携帯し、駅員等から請求があったときは、提示しなければなりません。
- (2) 他人に貸与、または譲渡することはできません。
- (3) 紛失したときは、ただちに学生課に届け出てください。
- (4) 新たな証明書の交付を受けたとき、または退学等によって学籍を失ったときは、ただちに学生課に返還してください。
- (5) 改ざん、または改造したものは無効です。
- (6) 学長印、および訂正箇所上大学印の押印がないものは無効です。
- (7) 有効期限は3月下旬に配付される『有効期限更新用シール』を各自で貼付することにより1年ごとに更新されます。

◆通学区間の証明

- (1) 通学区間は修学を目的として通学するため現住所の最寄駅から大学までの最短距離を結ぶ路線に限られており、それ以外の路線の証明はできません（クラブ活動・アルバイト・就職活動等は不可）。
- (2) 通学区間は正当な理由（現住所の変更・ダイヤ・運賃の改定など）がなければ変更はできません。また、変更した場合は、原則、元の経路に戻すことはできません。
- (3) 大学が証明した通学方法・区間を無断で変更できません。現住所の変更など正当な理由により変更する場合は、必ず学生課に届け出てください。

通学定期乗車券

◆通学定期乗車券の購入・使用の注意

- (1) 駅窓口または鉄道会社指定のWEBページから「通学証明書」・「学生証」を提出し、購入してください。
- (2) 通学定期は正しく使用してください。
期限切れや他人名義の通学定期乗車券を使用するなどの不正乗車をした場合は本学規則により懲戒処分となる場合があります。
また、鉄道会社により定期券が没収され、追徴金（例：使用鉄道の始発駅～終着駅区間の一般運賃の2倍～5倍等）が課せられることがあります。

実習用通学定期乗車券

「実習用通学定期乗車券」とは、学生が卒業単位や免許・資格取得のために履修しなければならない教育・保育実習、実務実習などのために、大学以外の場所に1か月以上通う場合に適用される通学定期券です。通常の通学定期券とは違い、「学生証」、「通学証明書」のみでは購入することができません。

事前に大学から各鉄道・バス事業者へ申請し、承認を得る必要があります。
その為、申請から実習用通学定期券を購入するまでに1か月程度を要します。

- ★実習先・実習期間が確定してからの申請になります。
- ★複数の鉄道・バスを利用する場合は、全事業者に申請する必要があります。
- ★実習用定期券は1ヶ月・3ヶ月単位での購入になります。
 (実習期間が2～3週間の場合は、定期券、回数券のどちらを購入するほうが費用がかからないか、事前に調べた上で申請してください。)
- ★確実に定期券を購入することを決めてから申請してください(定期券を購入しないかもしれないが、とりあえず申請だけしておくことはしないでください。後でキャンセルや定期券を購入しない等はできません)。
 「実習用通学証明書」は必ず利用することを前提に本学より申請し、鉄道・バス事業者より承認をいただいているものですので、本人の都合で取消しはできません。

但し、実習先の都合で、実習が取りやめになった場合や実習期間が変更になった場合は、その事実が分かった時点で、すぐに学生課に申し出てください。大学から鉄道・バス事業者に変更内容を連絡する必要がある、発行され利用しなかった「実習用通学証明書」は大学へ返却する義務があります。

実習用通学定期乗車券の申請方法

(1) 受付期間

実習 ※注1	実習開始日	申請期間 ※注2	証明書受渡日
教育実習 保育実習 その他の実習	5月上旬～6月上旬	3月下旬～4月上旬	実習開始 1週間前 (予定) から交付
	6月中旬～6月末	3月下旬～5月上旬	
	8月	6月中旬～6月下旬	
	9月～10月末	7月上旬～7月下旬	
	11月～12月末	9月下旬～10月上旬	
	2月末～4月末	1月上旬～1月下旬	
薬学部 実務実習	5月(実務実習Ⅱ期)	3月下旬～4月上旬	
	8月(実務実習Ⅲ期)	6月中旬～6月下旬	
	11月(実務実習Ⅳ期)	9月下旬～10月上旬	
	2月(次年度実務実習Ⅰ期)	1月上旬～1月下旬	

※注1 上記以外の場合はその都度、事前に学生課に確認すること

※注2 あくまでも予定ですので、詳細な募集期間・申請方法については学生課・教務課・薬学部掲示板や瀧ウェブ等でご確認ください。

(2) 申請方法

◆申請する前に・・・

★実習先までの交通手段を確認する。

(実習先より自転車・バイクの利用許可をもらった場合は申請する必要はありません。)

◆実習定期券申請書の入力項目◆

- ①所属学科 ②学年 ③学籍番号 ④氏名 ⑤年齢 ⑥現住所
⑦必要とする乗車区間 ⑧実習期間 ⑨実習先名 ⑩実習先の最寄駅
⑪実習先の所在地 ⑫本人携帯電話番号

※⑦の乗車区間は、正確な鉄道駅名やバス停名を予め確認しておくこと。
駅名・バス停名に誤りがあると、承認されない場合があります。

★『実習定期券申請書』の送信方法

- ① 大学ホームページ→「在学生の方」→「生活サポート」→「通学について」
→「実習用通学定期乗車券購入の手続き」
- ② 『実習定期券申請書』(Excel) 様式をダウンロードする。
- ③ 記入例を参考にし、入力項目をすべて記入する。
ファイル名は「実習定期申請書 (学籍番号・氏名)」とし、一旦個人領域等に保存。
- ④ 大学のメールシステムを利用し、【宛先】に「学割申請用代表メールアドレス (gakuwari-teiki@osaka-ohtani.ac.jp)」を指定。
- ⑤ 【件名】に「実習用定期券申請 (学籍番号・氏名)」と入力。
例) 「実習用定期券申請 (4120999・大谷太郎)」
- ⑥ 必ず【開封確認】を設定し、学生課がメールを開封したことが確認できるようにしておくこと。

《【開封確認】の設定方法》(Office365の場合)

※WebブラウザはGoogle chromeを使用してください

新規メッセージ作成画面上的「… (その他の操作)」を開き、「メッセージオプションの表示」から「**開封確認メッセージを要求する**」にチェックを入れ、☐Kをクリックする。

※Office365以外のメールソフトを使用する場合は、各自で設定方法を調べ、必ず【開封確認】を設定すること

- ⑦ 記入・保存済みの『実習定期券申請書』ファイルを忘れずに添付し、送信する。
- ⑧ 学生課でメールが確認されると、

「開封：【件名】

メッセージ宛名・件名・送信日時・場所は開封日時・場所に開封されました」

というメッセージが送信者に届くので、確実にメールを送ったことを送信側も確認する。

左記申請内容に基づき、各鉄道・バス事業者宛に、大学から一括で「実習用通学証明書」発行申請の依頼をします。

事業者より承認を受け、各事業者所定の「通学証明書」が大学に送付されます。その後、皆さんが利用できる「実習用通学証明書」の準備・作成を大学で行います。

↓

(3)「実習用通学証明書」の交付

実習開始1週間程度前に、学生課にて「実習用通学証明書（事業者承認分）」を受け取る。

受け取りの際は、学生課窓口にて「学生証」を提示する（本人のみに交付）。

↓

(4) 実習用定期券の購入

実習開始までに、指定された定期券販売所にて「実習用通学証明書（事業者承認分）」「学生証」を提示し、定期券を購入。

★その他注意事項★

- ★ 鉄道・バス会社によっては実習用通学定期乗車券が無い場合もあります。その際は学生課より別途連絡いたします。
- ★ 地方の鉄道・バス事業者への申請の場合、通常より申請時間がかかる可能性がありますので、出来るだけ早めに学生課窓口までご相談ください。
- ★ 「通学証明書」の自宅郵送は致しません。必ず学生課まで本人が受け取りに来てください。

鉄道・バス事業者へ大学から一括申請、事業者の承認を受け、皆さんにお渡しする「実習用通学証明書」の発行までに1か月ほど必要ですので、申請期間以降は取扱いできません。

学校学生生徒旅客運賃割引証

(学割証)

「学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)」は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですから、その趣旨を理解して正しく使用しなければなりません。万一不正に使用した場合は、使用者は追徴金を徴収され、大学は学割の発行を停止されることになります。

◆申請・交付

- (1) 証明書自動発行機により交付を受けてください。(学生証が必要です。)
- (2) 申請・交付の手続きは本人に限ります。
- (3) 郵送・電話等による申請は原則受け付けません。
- (4) 休学中も発行可能です。証明書自動発行機では発行できないため、学生課窓口で申請してください。

◆使用目的の範囲

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 家族の旅行への随行

◆使用上の注意

- (1) 旅客鉄道会社(JR各社)の営業キロで片道100キロメートルを超えて乗車するときに使用できます。(普通運賃の2割引)
- (2) 本人に限って使用でき、学生証を携帯していなければいけません。また係員の請求があった場合はいつでもこれを提示しなければなりません。
- (3) 有効期間は発行日から3ヶ月間です。
- (4) 紛失した場合はただちに学生課に届け出てください。
- (5) 未使用の学割証は学生課に返却してください。
- (6) 学割証の裏面の注意事項を守ってください。



◆団体旅行の割引

ゼミナール・課外活動など、8名以上で本学の教職員が1名以上引率して旅行する場合は、普通運賃の5割引の制度が利用できます。(引率者3割引)

- (1) J Rの駅・旅行センターと各旅行代理店の窓口で「団体(グループ)旅行申込書」を受け取り、必要事項を記入のうえ、学生課に提出し、所定の証明を受けてください。
- (2) 証明された「団体(グループ)旅行申込書」で団体割引切符が購入できます。通常の列車・船舶を利用する場合は出発日の9ヶ月前から14日前、団体専用列車を利用する場合は出発日の9ヶ月前から2ヶ月前までにJ Rの駅等で申し込んでください。

現住所・帰省先・電話番号等の変更

現住所等変更届を提出すること！

次の変更があった場合は、ただちに「現住所等変更届」(学生課備えつけ)を学生課に提出してください。

1. 住所(現住所・帰省先)
2. 市・区・町・村による住居表示
3. 電話番号(自宅・携帯番号)
4. 電話(固定・携帯)の新設・撤去・変更
5. 学費関係書類送付先

変更の届出が遅れると大学からの連絡が伝わらないため、不利益を被ることがありますので、必ず提出してください。

忌引届

- (1) 父母・祖父母・兄弟姉妹のいずれかが死亡した場合、**ただちに学生課に連絡**(電話可)し、**事後すみやかに「忌引届」**(学生課備えつけ)を会葬御礼状等とともに提出しなければなりません。休業中でも、連絡・届け出が必要です。
なお、忌引は次の日数をとることができます。ただし、忌引は死亡日を1日目とし、連続した日数で、日曜・祝日も日数に含まれます。
父母 5日 祖父母・兄弟姉妹 3日
- (2) 授業等を欠席する場合は、担当教員にその旨を直接申し出てください。
- (3) 死亡者が保証人の場合は、保証人変更の手続きを教務課で行ってください。

欠席届・登学許可書(治癒証明書)

[教務課]

1. 欠席期間が4週間以上の場合は、「欠席届」(本学HP、またはWebポータルサイトのWebフォルダ内「届出用紙」より書式をダウンロード)を教務課に提出する必要があります。
欠席の理由が病気・ケガの場合は、医師の「診断書」を添えてください。
※「**診断書**」には**加療期間(受診日および加療日数、または具体的な登学停止期間や自宅療養期間)**等の記載が必要です。不明な点は事前に教務課に問い合わせてください。
2. 学校感染症(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等)に罹患した場合は、4週間未満でも届出が必要です。診断を受けた医療機関にて「**登学許可書(治癒証明書)**」(本学HP、またはWebポータルサイトのWebフォルダ内「届出用紙」より書式をダウンロード)の交付を受け、出席停止解除後に教務課に提出してください。
病名、初診日、出席停止期間、登学許可日が記載されていれば医療機関発行の書式(治癒証明書)の提出も可能です。
3. 4週間未満の学校感染症以外の病気・ケガについては欠席届の提出は必要ありません。
※授業の欠席については、授業担当教員へ連絡してください。

[学生課]

1. 本学公認の課外活動団体に所属している学生が、学生部長が認めた公式試合・行事等で授業を休んだ時のみ「欠席届」(学生課備えつけ)を担当教員に提出できます。

学籍に関する異動

◆休学

(1) 休学する場合

- ・6ヶ月以上にわたって欠席する場合は、「休学願」の提出が必要です。
- ・担当教員（アドバイザー）との面談後、「休学願」（教務課備えつけ）を保証人との連署の上で教務課に提出してください。
- ・理由が本人の病気である場合は、医師の診断書を添付してください。

☐休学希望期間が4月1日開始の場合

前年度の3月末までに『休学願』を提出すること。ただし、履修登録をしていない者で、4月末までに『休学願』を提出した場合は4月1日開始の休学を認める。

☐休学希望期間が10月1日開始の場合

9月末までに『休学願』を教務課に提出すること。

※提出期日が日曜日・祝日等窓口事務取扱停止日の場合はその前日までに提出すること。

(2) 休学期間

- ・1年を超えることはできません。ただし、特別の事情があるものには、さらに1年以内の休学を許可することがあります。
- ・休学期間は在学期間に含まれません。

(3) 休学中の納付金

- ・休学が許可された場合、当該期間中の授業料等の納付金は免除され、在籍料（半期6万円、通年12万円）および諸会費等の納入となります。

◆復学

- ・休学の事情が解消して復学する場合は、「復学願」の提出が必要です。
- ・担当教員（アドバイザー）との面談後、「復学願」（教務課備えつけ）を、保証人との連署の上で教務課に提出してください。
- ・病気休学の場合は、医師の回復診断書を添付してください。

◆退学

- ・退学する場合は、「退学願」の提出が必要です。
- ・担当教員（アドバイザー）との面談後、「退学願」（教務課備えつけ）を、保証人との連署の上で教務課に提出してください。

☐退学希望日が前期期間中（4月1日～9月末日）の場合

9月末日までに『退学願』を提出すること。ただし、前期分の授業料等納付金の納入が必要です。

- 退学希望日が後期期間中（10月1日～3月末日）の場合
3月末までに『退学願』を提出すること。ただし、後期分の授業料等納付金の納入が必要です。
- 退学希望日が前年度末（3月31日付）の場合
4月末までに『退学願』を提出すること。ただし、履修登録をしていない者に限る。
- ※提出期日が日曜日・祝日等窓口事務取扱停止日の場合はその前日まで提出すること。
- ・退学が承諾された学生は、すみやかに学生証と通学証明書を返還（学生課宛）し、自身の私物を引き取ってください。

◆転学科

- ・転学科を希望する者は、選考の上、許可されることがあります。
- ・転学科を希望する場合は、「志望理由書」（教務課備えつけ）を教務課に提出してください。
その後、所属学科および転学先学科の教員との面談を経て、「転学科願」の提出が必要です。
- ・「転学科願」（教務課備えつけ）は、「保証人」と連署の上で教務課に提出してください。
- ※転学科の募集については、Webポータルサイトを通じて連絡します。
まずは教務課にてご相談ください。

◆除籍

- ・次のいずれかに該当する場合は除籍となります。
 - （1）在学年限は8年、ただし薬学部は12年とし、この在学年限を超えた者
 - （2）休学の期間は通算して4年、ただし薬学部は6年とし、この休学の期間を超えてなお復学できない者
 - （3）納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - （4）長期にわたり所在不明の者
 - （5）成業の見込みがないと認められる者
 - （6）法に定める在留資格が得られない者
 - （7）死亡した者

身上に関する異動

学生本人に関する情報のうち下記事項を変更する場合、変更届を教務課に提出する必要があります。なお、1. の場合は、学生証の氏名も変更となるので、後日学生課で新しい学生証を受け取ってください。

1. 氏名
2. 本籍地（都道府県まで）
3. 性別
4. 保証人

届が出されないままになっていると、大学からの重要な通知が届かず、不利益を被ることになりかねません。

懲戒について

- 1 学生が本学の規則に違反し、または学生の本分に反する行為のあったときは、教授会の議を経て、これを懲戒する。
- 2 前項の懲戒は訓告、停学および退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められた者
 - (2) 成績不良で改善の見込がないと認められた者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為のあった者
- 4 懲戒に関して必要な事項は別に定める。

(学則第55条)

学生の呼び出し・照会について

電話による学生の呼び出し・照会はできません！

- (1) 電話による学生の呼び出しには一切応じません。たとえば家族や友人、学外の方などから大学へ「電話による学生の呼び出し」「学生の住所等の照会」を依頼されることがありますが、大学では一切応じません。私的な用件には対応できませんので、あらかじめ承知しておいてください。また、家族の方にも周知徹底しておいてください。
ただし、緊急時の人身の安全に関わる場合は、この限りではありません。
- (2) 学内放送は、大学行事・授業に関するものや非常事態発生などの緊急の場合など、公的な用件に使用します。私的な呼び出しなどはできません。
- (3) 休講・成績等の問い合わせには一切回答しません。
- (4) 外部からの学生の身上に関する問い合わせには一切回答しません。

キャンパス・ハラスメントについて

しない！させない！ハラスメント！

本学は、学生および教職員の誰もが等しく個人として尊重され、安心して学び・働けるキャンパスづくりを目指しています。

ハラスメント（嫌がらせ）は、人格の尊厳を傷つけ、人権を侵害する卑劣な行為です。本学はこのような行為を断じて許しません。万が一、ハラスメントが発生した場合には、被害者の人格の尊厳と人権を擁護するために、厳正な対応を行います。

1. キャンパス・ハラスメントって何？

大学という教育・研究の場で、主に学生に対して発生するハラスメントを言います。ここで問題にするハラスメントには三種類あり、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、アカデミック・ハラスメント（アカハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）と呼ばれます。いずれも、人格権や教育権、学問の自由への侵害です。

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)の例

- ・教材に性的なものが不必要に多い。性的なことを興味本位に話す。
- ・容姿や体型を話題にする。
- ・学生が質問などに行くとドライブや食事に誘う。
- ・指導と称して、必要以上に身体に密着したり、触ったりする。
- ・調査に行った先で、ホテルに誘う。
- ・コンパ等でお酌を強要したり、性的体験などを聞く。

アカデミック・ハラスメント(アカハラ)の例

- ・気に入った学生のみを指導したり、公正な成績評価をしない。
- ・研究等に必要な機器を使わせない。
- ・研究指導やアドバイスをしない。
- ・正当な理由なく単位を与えない。
- ・本人の希望に反する研究テーマを押しつける。
- ・学生を傷つけるネガティブな言動を行う。

パワー・ハラスメント(パワハラ)の例

- ・指導などと称して体罰や暴行・傷害行為を加える。
- ・脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言や、人前で大声で叱責する。
- ・隔離・仲間外し・無視などをする。
- ・飲み会で飲酒を強要する。
- ・経験や知識を無視した過大な役割を与え、不十分な点があると繰り返し非難する。
- ・私的なことに過度に立ち入る。

2. もし、ハラスメントを受けたら？

- ・嫌なことは嫌とはっきり抗議しましょう。
- ・信頼できる友人や身近な人にすぐ話しましょう（後日、証人になってもらうこともあります）。
- ・いつ、どこで、何をされたか、言われたかを記録しておきましょう（被害を訴える場合、それが役に立ちます）。

3. 誰に相談すれば良い？

ひとりで悩まないで！

来室・手紙・電話・メールなど、あなたがもっとも利用しやすい方法で相談してください。

- ・キャンパス・ハラスメント相談員

学部学科、事務局から教職員が選出され、その任にあたっています。詳しくはキャンパス・ハラスメント防止リーフレット「しない！させない！キャンパス・ハラスメント！」をご覧ください。

- ・学生相談室 0721-24-1049
- ・保健室（志学館：0721-24-1059直通・20号館：0721-24-0397直通）

あなたは、守られています！

- ・相談を受けたケースについては、キャンパス・ハラスメント防止委員会が責任を持って対応します。
- ・被害を受けた人のプライバシーを最優先で厳守します（氏名が出ることはありません）。
- ・加害者からの報復を含め、被害者に不利益が生じないように最大限配慮します。

キャンパスマナー

気持ちのいいキャンパス作りはみなさんの心掛け一つ！

大学生活を快適に送るために、大学生としての自覚をもって最低限、以下のマナーを守ってください!!

- ・他人に迷惑をかけない。
- ・授業中携帯電話の電源は切る。認められた館内設備以外では充電しない。
- ・「歩きスマホ」はしない。
- ・授業中の私語はしない。
- ・飲食禁止の教室内では絶対飲食はしない。
- ・提出物等の期日・時間は守る。
- ・大学の施設・備品は大切に。故意の学内施設の破損・落書き・備品等の破損は、弁償とともに、懲戒処分の対象となる。
- ・構内通路ならびに校舎内でのサッカーやキャッチボール等は禁止する。
- ・指定場所以外での喫煙は禁止。
- ・タバコの吸殻のポイ捨てはしない。
- ・ゴミは燃えるもの・燃えないものに分別して指定のゴミ箱に捨てる。
- ・雨の日は備えつけの傘袋を使用する。



喫煙・飲酒について

喫煙について

指定された場所以外では絶対に喫煙しないこと!!

20歳未満の喫煙は法律違反です。

また、本学は校舎内全面禁煙です。

指定場所以外の喫煙・歩きタバコ・ポイ捨てなど他人の迷惑になる喫煙は絶対しないこと。違反した場合は処分の対象となります。

飲酒について

20歳未満の飲酒は法律違反です。飲み過ぎや飲ませ過ぎは、急性アルコール中毒による死亡事故につながります。その場のノリや勢いが取り返しのつかないことになりかねません。絶対に無理に飲ませたり酔った人を放置したりしないこと。

キャンパス内（合宿所を含む） および

キャンパス周辺での飲酒は禁止です。



遺失物・拾得物

遺失物・拾得物に関することは学生課が取り扱っています。大学構内で物を紛失したり、拾ったりした場合、学生課へ直ちに届け出てください（時間外の場合は守衛室へ）。

また、学生証やキャッシュカードは悪用されるケースがあるので、紛失した時は最寄りの警察署・交番・各金融機関へ必ず届けること。

各自の持ち物には必要に応じ、学籍番号・氏名を書くなどして自己の責任で管理してください。

なお、拾得物は届け日から3ヶ月間学生課内で保管しています。3ヶ月保管後は廃棄します。ただし、食品類（弁当を含む）は衛生上の問題があるため、翌日に容器（弁当箱等）ごと廃棄します。容器が入っていたカバンや包布のみ保管します。

■盗難に注意

盗難防止のために各自の持ち物（特に現金や貴重品）の管理には十分注意を払い、盗難の発生を未然に防ぎましょう。特に貴重品の入った荷物を教室や食堂に置いたまま席を立つ方を見かけます。盗難防止のために貴重品は必ず持ち歩くなど自己管理に努めること。万一、学内で盗難にあったときは、ただちに学生課へ届け出てください。

授業時間・試験時間

1～15週目の授業時間および 16週目の定期試験時間	
1時限	9:00～10:30
2時限	10:45～12:15
昼休み50分	
3時限	13:05～14:35
4時限	14:50～16:20
5時限	16:35～18:05
6時限	18:15～19:45 (補講・オンデマンド授業)

(1時限90分間、休憩時間15分間)

※定期試験は原則16週目に授業と同一曜日時限に実施します。

定期試験時間については、科目によって時間帯が変わる場合もあります。

施設利用時間

施設利用時間 (平日) 7:00～20:30 ※最終退出時間 21:00
(土曜) 9:00～20:30 ※最終退出時間 21:00

上記時間以外は、原則利用できません。

2号門（階段下学生通用口）の閉門	21時
1号門（正門守衛室）の閉門	22時30分

臨時休講

1. 午前7時から午前10時までのいずれかの時点において、次の各号にあるときは1・2時限の授業(定期試験期間における試験を含む)を、午前10時の時点で次の各号にあるときは3時限以降の授業を臨時休講とします。
 - (1)大阪府(大阪市、北大阪、東部大阪、南河内、泉州のいずれか)に特別警報・暴風警報が発令されているとき
 - (2)ストライキまたは自然災害により、以下のいずれかの状況にあるとき
 1. 近畿日本鉄道長野線のいずれかの区間において運行停止している
 2. 近畿日本鉄道南大阪線(大阪阿部野橋～橿原神宮前間)のいずれかの区間と南海電気鉄道高野線(難波～橋本間)のいずれかの区間で同時に運行停止している
 3. JR西日本大阪環状線全線、大阪メトロ御堂筋線(梅田～天王寺間)・四つ橋線(西梅田～大国町間)・谷町線(東梅田～天王寺間)が同時に運行停止している
 2. 前項にかかわらず、午前10時を過ぎて前項第1号に該当する状況になれば、その時点で臨時休講とします。
 3. 特別警報や暴風警報のほか、緊急事態が発生し授業に支障があると学長が判断した場合は臨時休講とします。
- ※ 臨時休講に準ずる特別措置についてはホームページで確認してください。
- ※ 臨時休講となった場合は本学ホームページ上および WEB ポータルサイトを利用してお知らせします。

緊急時の行動について

◆発生時の行動

<地震>

- ・机の下など落下物が防げる場所に身を隠すか、上着類・座布団やカバン・雑誌などで頭部を保護し、**自分の身の安全を確保**する。
- ・瓦やガラス類の落下物、ブロック塀・自動販売機の倒壊などの危険があるので、**慌てて外に飛び出さない**。
- ・揺れの合間をみてガス器具や石油ストーブの火を消し、電気器具はコードを抜き、**素早く『火の始末』**をする。

<火事>

- ・近くにある「消火器」で初期消火に努める。
- ・「火事だ」と近くにいる人たちに大声で知らせ、協力を促す。

◆避難方法

- ・地震の場合、振動で扉などがゆがむこともあるので、**出入口や窓を開けて脱出口を確保**する。(特に、鉄製扉には注意)
- ・火事の場合、**体勢を低くし**、ハンカチやタオル類で口や鼻をふさぎ、**煙を吸い込まないようにする**。
- ・日頃から各教室に貼られている**【避難経路図】**を確認し、慌てず行動する。

◆避難の仕方

- ・**本学の避難場所はグラウンド**です。
- ・エレベーターを使用せず階段を使用する。渡り廊下は通らない。
- ・防火扉・防火シャッターが閉まっても**防火扉の小扉から脱出**できます。
- ・放送もしくは教職員の指示に従い、余震に注意しグラウンドに避難する。
- ・集合場所での点呼を受ける。

式 服

大学行事など、大学が指示する場合には式服で出席してください。

履 物

- (1) できるだけ音のしないものを使用すること。
- (2) 保育室・実習室・体育館・ウエルネスセンターなど特定の場所は、上履に履き替えること。

印 刷

- (1) 事務局は学生からの印刷依頼には応じません。
- (2) 授業や学会のために印刷を必要とするときは、各学部事務室の係員の指示に従い、学生用印刷機を使用してください。
- (3) 本学公認の課外活動団体の活動に伴う印刷を必要とするときは、用紙を準備して学生課に申し出てください。

通学手段

1. 自動車による通学は禁止。通学した場合、厳罰に処す。
2. 通学は原則公共の交通機関（電車・バス）を利用すること。
3. スクールバス（原則1回生のみ）は乗車許可証（有料）が必要。
乗車区間は南海高野線金剛駅から本学。
4. 単車および自転車は登録制。
5. 違法駐車等、近隣に迷惑をかける行為をした場合、厳罰に処す。

◆ 単車・自転車の通学について

- ・ 単車・自転車を利用する場合は登録制となっています。単車・自転車通学を希望する方は、「単車・自転車等通学特別許可願」を学生課に提出してください。選考したのち特別に許可します。
- ・ 許可された学生は、毎年開催される交通安全講習会に必ず出席してください。正当な理由なく交通安全講習会を欠席した場合は、許可を取り消します。
- ・ 登録後は、所定の駐輪場に整列駐輪してください。
- ・ 単車・自転車等の通学途中や駐輪場内の事故・トラブルについては、本学は一切の責任を負いません。
- ・ 通学許可は自宅（現住所）から大学までの区間とします。通学区間中の途中駅からの許可はできません。また、自宅（現住所）が大学近辺（徒歩圏内）の場合も許可できません。詳細は学生課にお問い合わせください。
- ・ 申請は月2回の締め切りを設けています。1～15日までの申請の場合は当月20日、16日～月末までの申請の場合は翌月5日に許可証と許可シールが交付されます。

◆ 近隣からの苦情

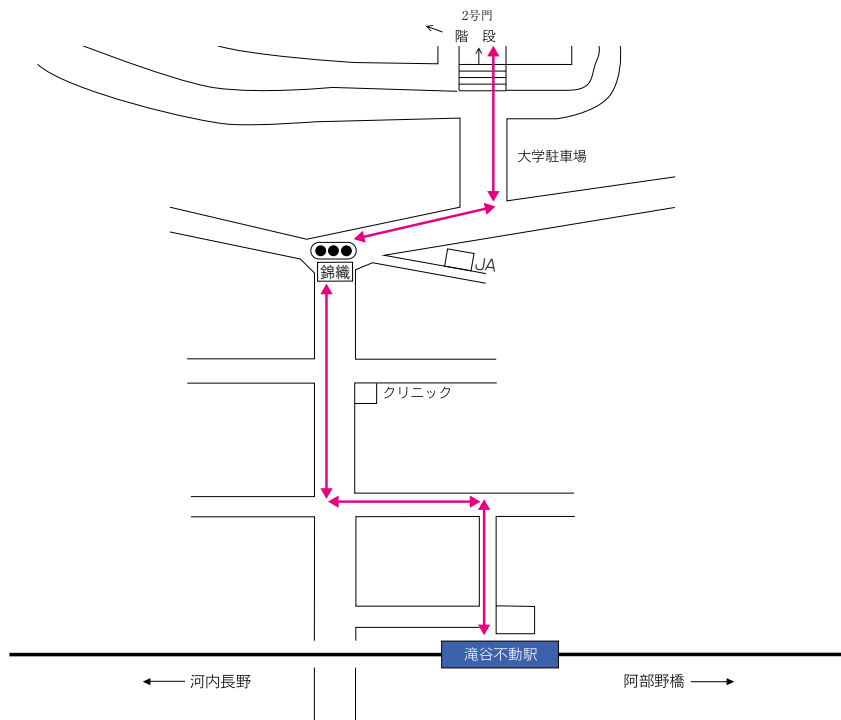
- ・ 賃貸駐車場に勝手に車やバイクを駐車・駐輪した。（高額な駐車料金を請求されることがある。）
- ・ 駐車禁止区域に駐車したため救急車が通れず困った。
- ・ 狭い道路に駐車しているので車の通行に支障をきたした。
- ・ 他人の家の壁横に勝手に駐車や駐輪し、当て逃げ、壁を破損した。
- ・ 玄関前に無断駐車や駐輪した。
- ・ 大学近辺の飲食店等（来客専用駐車場）に長時間無断駐車した。
- ・ 自転車による2人乗りや並走運転をして後続車輛の進行を妨げた。

違法駐車をして警察に通報されても、

本学は一切の責任を負いません。

通学路

滝谷不動駅～本学間の通行については、学生の安全を期するために地元警察と協議し、通学経路を定めています。下記の図に従ってマナーを守り通学すること。なお、雨の日は傘をさすことになるので、一層の注意を払うこと。



- (1) 滝谷不動駅～本学間の通行は、 による（登・下校とも）道路の端を通行する（横並びは2列まで）。ただし、雨天時は1列通行。
- (2) 錦織交差点から大学への進入路までは、縦1列で通行する。
- (3) ガードマンが交通誘導にあたるので、その指示に従う。
- (4) 信号を遵守する。
- (5) 車両や通行者の妨げにならないよう、道いっぱいには広がって通行しない。
- (6) 滝谷不動駅では、構内遮断機のくぐり抜けなどをしない。また、他の乗降者の妨げにならないよう道を譲る。
- (7) 通学電車内で飲食したり、大声で騒ぐなど、他の乗客の迷惑とならないよう自覚をもって行動する。
- (8) 近道だからといって通行禁止の私道を通行しない。
- (9) 歩きながらスマホや喫煙、ゴミのポイ捨てをしない。

▶ 厚 生

奨 学 金

奨学金制度とは、向学心を持ちながらも、経済的な理由で修学が困難である優秀な学生に対して、一定の金額を貸与・給付することにより経済的負担を少しでも軽減し、学生生活を円滑に、より充実したものにすることを目的とした制度です。

奨学金に関する手続きは学生課で行っています。不明な点・質問等があれば、学生課へ問い合わせてください。

また、**奨学金の連絡事項は掲示・大学メール・凛ウェブで行います**。手続きが遅れると奨学金交付が停止または廃止されることもありますので、必ず自分で確認して対応してください。

奨学金の募集・申し込み・説明会等の日時については随時行います。

<大阪大谷大学独自の奨学金>

A. 給付奨学金

1. 修学支援給付奨学金

2回生以上対象

学生課の掲示板を参照し、希望者は学生課の窓口申し出てください。

修学支援給付奨学金	
資 格	本学に在学し、学業成績・人物が他の学生の模範となる者で、修学の熱意があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な学生
支 給 額	各学部・学科の該当の前期または後期の納付金（授業料・施設費）
支給期間	在籍期間において1回限り
選考人数	年間6名以内（前期3名、後期3名）
提出期間	年2回（前期5月、後期9月）

B. 貸与奨学金

1. 修学支援貸与奨学金

2回生以上対象

学生課の掲示板を参照し、希望者は学生課の窓口申し出てください。

修学支援貸与奨学金	
資 格	本学に在学し、経済的理由により修学が困難な学生で、人物が学生としてふさわしく、将来良識のある社会人として活動する見込みがあると認められる者
貸 与 額	上限50万円（薬学部のみ上限90万円）
支給期間	原則として在籍期間において1回限り
選考人数	年間20名以内（前期10名、後期10名）
提出期間	年2回（前期5月、後期9月）

<日本学生支援機構 奨学金>

本学で日本学生支援機構の奨学金を受けている学生は、全学生の約半数です。
 なお、日本学生支援機構の奨学金には「貸与型」（返還義務が伴う）第一種・第二種と「給付型」（原則返還不要）があります。

1. 「日本学生支援機構」の2025年度奨学金の概要について

(1) 奨学金の種類・金額

A. 貸与奨学金

奨学金の種類	対象学年	貸与月額		利子
第一種 定期採用 緊急採用	全学部全学年	自宅通学	2万、3万、4万、5万4千円から選択	無利子
		自宅外通学	2万、3万、4万、5万、6万4千円から選択	
	院博士前期(修士)	5万、8万8千円から選択		
	院博士後期	8万、12万2千円から選択		
第二種 定期採用 応急採用	全学部全学年	2万、3万、4万、5万、6万、7万、8万、9万、10万、11万、12万円から選択 ただし、薬学部生のみ月額12万円を選択した場合に限り、2万円の増額貸与を希望することができます。		有利子
	院生全学年	5万、8万、10万、13万、15万円から選択		

- ※ 第一種は入学年度によって選択できる金額が異なります。
- ※ 第一種と第二種を併用貸与することも可能
- ※ 主たる家計支持者の失職、破産、事故、病気、死亡等により、家計が急変し緊急に奨学金の必要が生じた場合、随時申込みが可能です。緊急(第一種)と応急(第二種)は、申し込み時においてその事由が発生した月から12ヶ月以内である場合対象となります。

<貸与期間>

- * 第一種・第二種とも、2025年4月から原則として標準修業年限が終了するまでです。
- * 緊急採用(第一種)は、家計急変の事由が発生した月以降で希望する月を始期として標準修業年限が終了するまでです。
- * 応急採用(第二種)は、家計急変の事由が発生した月以降で希望する月を始期として標準修業年限が終了するまでです。

B. 入学時特別増額貸与(第二種・有利子)

第1学年入学者(編入学者の編入学年次を含む)で条件を満たすものに対して、希望により定額(10万・20万・30万・40万・50万円から選択)を増額して借りられる制度です。(入学時特別増額のみを申し込むことはできません。)

C. 給付奨学金(定期採用・家計急変) (原則返還不要)

採用されてから標準修業年限が終了するまで世帯の所得金額(毎年見直しあり)に基づく区分(第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ区分)通学形態(自宅・自宅外通学)等により毎月振り込まれます。

学校種	区分	給付月額(自宅)	給付月額(自宅外)
私立大学	第Ⅰ区分	38,300円(42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	25,600円(28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	12,800円(14,200円)	25,300円
	第Ⅳ区分	9,600円(10,700円)	19,000円

- ※ 第Ⅳ区分については、多子世帯(扶養する子の数が3人以上である世帯)が対象となります。
- ※ 生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、()内の金額となります。
- ※ 自宅外通学者とは生計維持者の元を離れて家賃を支払って生活している状態のことです。
- ※ 4月にインターネット手続きにより在籍報告を提出する必要があります。
- ※ 家計急変について(学生課にお問い合わせください)
予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急の支援の必要がある場合に採用されます。所得の見込みにより要件を満たすことが確認できる場合に原則として、急変事由発生から3ヵ月以内に申し込む必要があります。
- ※ **給付奨学金受給者の第一種奨学金の貸与月額(調整(減額・増額))されます。**

2. 出願説明会について

下記日時で出願説明会を行ないますので、新規奨学金希望者は必ず出席してください。その際、「申込書」ならびに必要な書類一式を配布し、出願に関するスケジュールや記入上の注意事項・提出書類などについても説明します。なお、「申込書」は説明会に出席した希望者本人にしか配布しません。止むを得ない事情で出席できない場合は、事前に学生課まで申し出てください。

対象者	日付	場所
新生入を含めた全学部全学年 大学院生の新規希望者	2025年4月10日(木)	6-201教室

3. 諸届について

(1) 進学届

高等学校で日本学生支援機構の予約採用候補者となっている新生入は、「令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知(進学先提出用)」を学生課へ提出してください。大学よりパスワードをお渡ししますので、インターネットで各自「進学届」を入力のうえ申請してください。申請後正式採用となります。申請を怠ると予約が無効となり、奨学生に採用されません。

高等学校で日本学生支援機構の奨学金の予約採用候補者対象(新生入)説明会(手続き用パスワード配布)	日付
	2025年4月10日(木)

(2) 在学猶予

大学に入学する以前に日本学生支援機構の奨学生であった新生は、所定の「在学猶予願」をインターネット手続きにより提出してください。大学が一括して在学していることを証明し、機構に届け出ることによって、大学在学期間中は奨学金の返還が猶予されます。

提出期限: 2025年4月20日(日)

(3) 適格認定奨学金継続願

第一種または第二種奨学生として採用され、翌年度も引き続き貸与を受けたい場合は、年に1度「適格認定奨学金継続願」をインターネット手続きにより提出しなければなりません。この手続きを怠った場合、奨学生としての資格を失い、奨学金の交付は廃止されます。(継続を希望しない場合もインターネットによる辞退手続きが必要となります) 手続きについての説明会を例年12月に実施しています。詳細については大学メールにて周知しますので、各自必ず確認の上、説明会に出席してください。

4. 返還説明会について

卒業により奨学金貸与を終了する方は、卒業年度の10月開催予定の返還説明会に必ず出席してください。返還に関わる重要書類を配付し、返還方法について詳しく説明します。

<高等教育修学支援新制度> 給付奨学金・授業料等減免

高等教育修学支援新制度は、日本学生支援機構の給付奨学金(P.40C)を受給し、授業料の減免も受けられる制度です。

また、令和7年度より多子世帯の対象となる方は、所得制限なく、授業料等の減免を受けることができます。ただし、日本学生支援機構の給付奨学金に申し込み審査を受けていただく必要があります。

授業料等減免は、本学では所定の期日までに所定の納付金(授業料・施設費・諸会費)を納入していただき、後日、該当する区分の減免額分を還付する方法で行います。

※多子世帯とは扶養する子の数が3人以上である世帯が対象です。

※家計基準による支援区分の見直し…支援期間中毎年あります。

※適格認定…学業成績などの基準に関する判定を行います。

※「入学金」の減免は、入学月分から支援を受けられる新生が対象です。

※多子世帯で授業料等減免受給者の第一種奨学金の貸与月額は調整(減額)されます。

学校種	区分	減免(還付)額の上限	
		入学金	授業料
私立大学	第I区分	260,000円	700,000円
	第II区分	173,400円	466,700円
	第III区分	86,700円	233,400円
	第IV区分	65,000円	175,000円
	多子世帯	260,000円	700,000円

<大阪大谷大学独自の奨学金>

1. 修学支援給付奨学金

大阪大谷大学に在学し、学業成績・人物が他の学生の模範となる者で、修学の熱意があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に奨学金を給付して、学業の継続を援助することを目的としています。

募 集：原則年2回(5月・10月)

人 数：前期3名、後期3名(2回生以上)

給付金額：各学部・学科の該当の前期または後期の納付金(授業料・施設費)
但し、奨学金の給付は、在籍期間において1回限り

2. 修学支援貸与奨学金

大阪大谷大学に在学し、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を貸与して学業を継続させることを目的としています。

募 集：原則年2回(5月・10月)

人 数：前期10名、後期10名(2回生以上)

貸与金額：上限50万円(薬学部のみ上限90万円)

但し、在籍期間において1回限り

<その他の奨学金>

その他、地方公共団体・民間団体の奨学金募集がある場合は、その都度告知します。なお、地方公共団体の奨学金については、大学を通さずに募集しているものもありますので、各自で直接問い合わせてください。

【2024年度参考例】

①給付奨学金

名 称	対象学年	出願資格	給付金額
小野奨学会奨学金	全学年	学業人物共に優秀で、かつ健康でありながら、経済的理由により修学が困難な学生	(年額) 大学 720,000円 ※本学在籍期間、継続して給付
奥村奨学会奨学金	全学年	学業優秀・品行方正でありながら経済的理由により、修学が困難な学生(学校推薦により毎年1名)	(年額) 大学生 360,000円 留学生 480,000円 ※本学在籍期間、継続して給付
河内奨学財団奨学金	薬学部 1年次	学業優秀・品行方正でありながら経済的理由により、修学が困難な学生	(年額) 480,000円 ※本学在籍期間、継続して給付
船井奨学会奨学金	1年次	人物・学業共に優秀であって、経済的な事情により就学が困難な学生	(年額) 360,000円 ※本学在籍期間、継続して給付
きたしん育英会奨学金	全学年	下記の大阪府下に住所を有する者が保護する学生で、学資の支弁が困難な学生(※大阪市、豊中市、吹田市、茨木市、高槻市、摂津市、枚方市、守口市、寝屋川市、門真市、箕面市、池田市、島本町)	(年額) 240,000円 給付期間は1年間

②貸与奨学金(卒業後返還)

名 称	対象学年	出願資格	給付金額
交通遺児奨学金	全学年	保護者等が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な学生	40,000円・50,000円・ 60,000円から選択(月額) (うち20,000円は給付)
あしなが育英会	全学年	保護者などが病気や災害(道路上の交通事故を除く)、自殺(自殺)などで死亡し、または保護者が著しい障がい、認定を受けている家庭の学生	一般40,000円 特別50,000円 (月額)

貸与奨学金は、学業に励むあなた自身に貸与されるものです。したがって卒業後あなた自身が返還することになります。「日本学生支援機構奨学金」等においては、あなたの方の返還金が後輩の奨学金として再び活用される仕組みになっています。奨学金を希望する方は自分の現在・将来の生活設計に基づき、奨学金の種類・申込条件・返還方法等を考えて、自分自身で申込書を書き、自身で申し込んでください。(家計の収入等、家族の方に相談しなければならないところは、よく相談して書いてください。)

#

◆保険金が支払われない場合

自動車通学ならびに無免許、無許可の單車・自転車通学および危険運転行為、故意・闘争行為・自殺・犯罪行為・疾病・地震・噴火・津波・戦争・暴動・核燃料物質などによる傷害・放射線・放射能による傷害および学校施設外課外活動中の特に危険度の高い運動など

※詳細は入学時に配布した「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を読んでください。

《学研災付帯賠償責任保険》

国内において、学生が正課、学校行事、ボランティア等の課外活動およびその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を保証するものです。

◆対象

＊正課・学校行事およびその往復

＊インターンシップ・介護体験活動・教育実習・保育実習・ボランティア活動およびその往復（但し、学校が正課・学校行事、またはインターンシップ・ボランティア活動を実施することを目的として組織され、大学の学内学生団体として承認を受けた団体管理下での課外活動に限る。）

《公傷金》

『学生教育研究災害傷害保険』に該当しない場合、学園の公傷金の申請ができます。該当者は受傷後30日以内に保健室まで申し出てください。

但し、公傷金の対象は、初診料と初回の治療費のみの支払いとなります。

（2回目以降の治療費や松葉杖・診断書代金のような保険対象以外の経費は認めません。）

保 健

1.保健室

保健室は学内に2か所あります。4号館保健室(志学館1階)と20号館保健室(20号館1階)はどちらも利用できます。

けがや病気の応急手当、各種健康診断の実施、健康診断結果に基づいた保健指導やその他健康問題に関する相談も受け付けています。気軽に来室してください。

2.定期健康診断

学校保健安全法に基づいて健康診断を年一回(春)に実施しています。

定められた日時に必ず受診してください。健診未受診の場合は自己負担で医療機関を必ず受診し、「健康診断書」を保健室に提出してください。

「健康診断書」の未提出者は実習や就職活動に必要な「健康診断証明書」は発行できません。大学付近の医療機関についてはP.48を参照ください。

3.麻疹等抗体検査(自己負担)

麻疹の抗体検査は、全員に義務付けています。

新入生及び未検者は必ず受けてください。

麻疹以外(風疹・おたふくかぜ・水痘・B型肝炎・結核)については、義務付けられている学部もありますが、希望者は学部・学年問わず受検できます。健康診断当日に実施していますので、健康診断の案内を参照し、代金を添えて申し込んでください。

4.心臓検診

入部1年目の体育系課外活動団体員および健康診断時に内科医から指示のあった学生を対象に、年に一回(6月)に心臓検診を実施しています。心疾患を早期に発見し、適切な医療につなげ、クラブ中の事故を未然に防止することを目的としています。

5.特殊健診

薬学部で有機溶剤等を取り扱う講座に所属している学生を対象に、5回生は5月と11月、6回生は6月と12月に教員とともに特殊健康診断を実施しています。結果は各講座を通して配付します。

6.結果の通知

学内で定期健康診断・抗体検査、心臓検診を受けた学生には「健康診断結果通知書」を郵送します。**定期健康診断の結果通知書には抗体検査の結果が記載されています。薬学部や教育学部等、実習先へ提出が必要な場合がありますので、卒業するまで大切に保管してください。**

7. インフルエンザ等学校感染症について

医師により学校感染症と診断された場合は、診断に応じた出席停止期間が判断され、感染の恐れがないと認められるまでは、登学はできません。

このことは、学校保健安全法で基準が定められています。

以下の感染症に罹患した場合は速やかに教務課・保健室に連絡してください。

(注) 登学に際しては、登学許可書(治癒証明書)を教務課に提出してください。
(P.24参照)

(学校感染症と出席停止期間(学校保健安全法施行規則第18・19条))

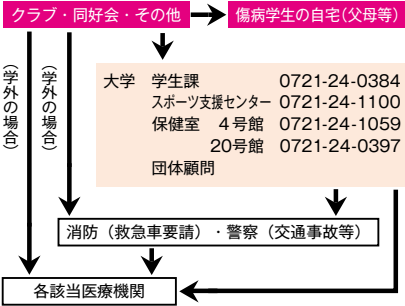
分類	特徴	感染症名	出席停止の基準
第一種	発生は稀だが 重大な 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア	治癒するまで
		重症急性呼吸器症候群(SARS)	
		中東呼吸器症候群(MERS)	
		特定鳥インフルエンザ	
		新型インフルエンザ等感染症	
		指定感染症	
		新感染症	
第二種	飛沫感染し 流行拡大の 恐れがある 感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適切な抗菌剤治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	飛沫感染が主体ではないが、 放置すれば 流行拡大の 可能性がある 感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
		コレラ	
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他の感染症	必要時、病状により医師において第三種として緊急的に措置がとることができる疾患

(令和5年5月8日改正)

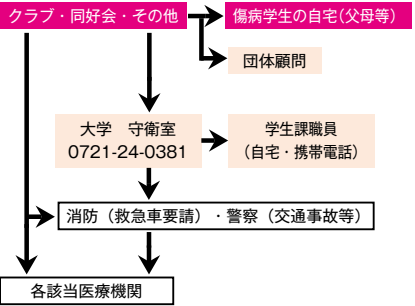
◆ MEMO ◆

学内・学外活動時の緊急連絡方法

大学窓口業務時間内
(平日9:00~17:30、土曜9:00~12:30)



大学窓口業務時間外
(日・祝・大学休業日含)



《大学付近医療機関》

令和7年2月保健室調べ

診療科	医療機関名	電話番号 局番0721	住 所	外来受付 時間	月	火	水	木	金	土	日	祝日	注意事項	交通
内 科	中村みなみクリニック 校 医：中村 元	55-0217	須賀 2-18-18	9:00~12:00 16:00~19:00	○	○	○	○	○	○				滝谷駅 南へ徒歩1分
	馬場クリニック	25-1470	錦織中 1-19-18	9:00~12:00 16:00~18:30	○	○	○	○	○	○				滝谷不動駅 徒歩2分
	森 井 内 科	26-3710	錦織南1-3-1	9:00~12:00 16:00~19:30	○	○	○	○	○	○				滝谷不動駅 徒歩5分
皮 膚	斎 藤 皮 膚 科	24-3227	常磐町3-17 リベルテビル2F	9:30~12:15 16:00~19:15	○	○	○	○	○	○				富田林西口 駅40m
耳 鼻 咽 喉 科 診 療 所	い り ふ ね 耳 鼻 咽 喉 科 診 療 所	20-0871	本町17-5 田中ビル1F	9:00~12:30 16:00~19:00	○	○	○	○	○	○		9:00~13:00(土)		富田林駅 170m
眼	中 内 眼 科	25-2778	富田林町 21-28	9:00~11:30 17:00~19:00	○	○	○	○	○	○				富田林駅 徒歩7分
歯	く ま ざ き 歯 科 滝谷不動診療所	24-8241	錦織東 2-19-14	9:00~13:00 15:00~19:45	○	○	○	○	○	○			15:00~18:00(土)	滝谷不動駅 東150m
整 形 外 科	とやま整形外科 クリニック	24-9990	喜志町3-10-10 旭ビル1F	8:30~12:00 14:30~17:00	○	○	○	○	△	○			14:30~19:00(火金)	喜志駅 徒歩3分
	青山整形外科	25-8118	若松町西1-1841-1 アジア商事ビル1F	9:00~12:00 16:00~19:00	○	○	○	○	○	○				富田林駅 徒歩3分
外・整 耳・鼻 眼	小 川 外 科	24-8686	甲田3-10-2	8:30~11:45 17:00~19:45	○	○	○	○	○	○			耳鼻科・眼科は 受診前に確認	川西駅 徒歩5分
内 整	金 剛 病 院	25-3113	寿町1-6-10	8:00~12:00 15:30~18:00	○	○	○	○	○	○			内科は月木午後なし 整形外科は火水金午後なし	富田林西口駅 徒歩7分
総 合 病 院	富 田 林 病 院	29-1121	向陽台1-3-36	8:00~12:00 午後なし	○	○	○	○	○	△			8:00~11:00(土) 第3土曜日 休診	富田林駅 送迎バス10分
	P L 病 院	24-3100	新堂2204	7:45~11:00 13:00~15:00	○	○	○	○	○	○				富田林駅 送迎バス5分
	大 阪 南 医 療 ン タ	53-5761	河内長野市 木戸東町2-1	8:30~11:00 午後なし	○	○	○	○	○	○				千代田駅 徒歩10分
	近畿大学医学部 附 属 病 院	(072) 366-0221	大阪狭山市 大野東377-2	8:30~11:30 午後なし	○	○	○	○	○	○			紹介状がない場合 一部診療できない 診療科あり	金剛駅より 南海バス

《休日診療機関》

内 歯	富 田 林 市 立 休 日 診 療 所	28-1333	向陽台1-3-38	9:00~11:30 13:00~15:30							○	○		富田林駅 より南海バス
内 歯	河 内 長 野 市 立 休 日 急 病 診 療 所	55-0300	河内長野市 木戸東町2-1	10:00~11:40 13:00~15:40							○	○		千代田駅より 徒歩10分

*受付時間については変更の可能性があります 事前にお問い合わせください

薬物乱用防止について

薬物乱用の恐ろしさを十分認識し、犯罪行為には絶対に関与しないこと！

最近、大学生の大麻所持及び薬物乱用が増加しています。大麻・覚せい剤等の薬物栽培や生成・所持・販売・吸引は法律で禁じられており、重大な犯罪行為として重い罰則を科せられます。また大麻等の薬物乱用は、内臓の機能障害などを招くだけでなく、精神を侵し思考力の低下や知覚の異常をきたすことにより、学生生活だけでなく人生が台無しになります。

また、危険ドラッグ〔脱（合）法ハーブ〕と呼ばれる違法薬物、またはそれに類似した成分を含む香草が出回っています。時には「お香」や「アロマ」など、あたかも安全なもののように称して販売されています。これらの薬物も麻薬や覚せい剤と同様の幻覚や意識障害、激しい頭痛、嘔吐、全身のけいれん等の症状が急激に現れ、救急搬送される事例や、他人に危害を加えるといった事件も発生しています。絶対に手にしないこと、そして、例えば先輩や親友に勧められても、誘惑に負けない意志を持ち、絶対に話にのらないでください。



SNSの利用について

SNSを通したコミュニケーションが当たり前の時代に育った皆さんにとって、自分や友人の情報や写真を投稿することはほとんど抵抗がないことでしょう。

しかし、安易な気持ちで利用すると、個人情報漏洩し、拡散されて思いもよらないところで自分のプライバシーが暴露されたり攻撃されたりするばかりか、周囲の人々や見知らぬ人までも傷つけたり迷惑をかけて信頼を失い、あるいは人権を踏みにじるようなことにもなりかねません。利用にあたってはマナーを守り、自己防衛すると共に他人のプライバシーも守ってトラブルに巻き込まれないようにしましょう。

①自分や友人だけが見ているとは思わないこと

SNSに投稿する際には、決して自分や友人や家族だけがその情報を見ているという思い込みは持たないことが重要です。特に、プライバシー設定を公開にしていたり特定範囲に限定されていない情報ならなおさらです。トラブル例としてよく挙げられる炎上やストーカー行為や詐欺などは見ず知らずの第三者から行われるものがほとんどです。「どうせ自分だけ、友人だけ、家族だけだからいいか」は絶対禁物です。

②個人情報はできるだけ載せないこと

個人情報の取り扱いには十分注意をすること。本名、住んでいる地域、通っている大学や学部、クラブ活動、アルバイト先や最寄り駅などの情報を載せてしまうとトラブルに巻き込まれる確率がグンとアップしてしまいます。些細な情報からその個人を特定することに喜びを感じる人やプロの手にかかったらあっという間に個人を特定されてしまいます。

③写真の投稿は自分のリスクを理解し、写っている他人の許可は必ずとること

多くの人が抵抗なく当たり前のように自撮り写真を載せていますが、インターネットに載せた時点でその写真は世界中に発信され、削除することはほぼ不可能です。

友人や家族、恋人や他人の写真も軽い気持ちで無断投稿することは被写体全員がそのリスクを背負うということを理解しておいてください。また、自分の部屋を何気なく映したものでも、窓から見える景色から場所を特定されたり、重要な文字情報などが映り込んでしまっていたり、二十歳未満なのにタバコやアルコール飲料と一緒に写っていたりすると

大きなトラブルに発展する恐れがあります。

④無断転載しないこと

他の誰かが作った音楽やイラストや写真、作品や書物などを許可なく保存して投稿すると、場合によっては著作権や肖像権の侵害にあたり処罰されることもあるので、取り扱いには注意が必要です。

⑤ネガティブな発言や誤解を招くような表現は避けること

日常で、ふだん友人や家族につい漏らしてしまうような不平や不満ばかりを投稿していると閲覧している人が不快になったりすることがあります。ましてや人間関係や特定の個人のこと、学校のことや自分のアルバイト先のことを強く非難したり蔑んだりしていると、非難された側に多大な被害を与えたり、激しい反感を買ったり、名誉棄損で訴えられたりする場合がありますので気をつけましょう。また、そうと判断されてしまうような誤解を生む表現も同じような結果になることがあります。

⑥犯罪やモラルに関することはできるだけ避けること

仲間より目立ちたいための武勇伝。それが「犯罪自慢」になることがあります。法律違反に当たる行為や破壊行為、営業妨害や迷惑行為を、さも自慢げに悦に入って投稿したり、「バカッター」と呼ばれる、アルバイト先や学校や店舗や駅などの公共の場所での迷惑行為やモラルに反する行為を投稿することは絶対にしないこと。また、他で見たり聞いたりした事故や犯罪行為を面白おかしく投稿することも、マナーやモラル違反に抵触することもありますのでやめてください。

⑦トラブルに巻き込まれてしまった場合

SNSに関するトラブルに巻き込まれてしまい一人で解決できないと判断した場合は、すぐに学生課窓口（月～金 9:00～17:30、土 9:00～12:30、日・祝日除く）もしくは電話（0721-24-0384）で相談してください。警察への相談やSNSのトラブル相談窓口「mimamoru（みまもる）」の利用も検討してください。

SNS上の情報は必ずしも正確なものではありませんので鵜呑みにしないこと。そして、個人情報や投稿などは非公開に設定できるので、悪用されないよう、またモラルを守ってうまく使いこなし、SNSを安心して利用できるように心掛けてください。

悪徳商法に注意

甘い誘惑にのらない！

学生をねらった悪質、かつ強引な入会勧誘、物品販売の被害が多発しています。法の網の目をくぐる巧妙な手口で言葉たくみに勧誘してきます。また、成年年齢の18才への引き下げに伴い、さまざまな契約が、全て本人の責任とされてしまうことになり、解約やクーリング・オフが難しくなるケースも考えられますので、ともすれば学生生活が破壊されてしまいます。「うまい話は相手にとってうまい話」です。くれぐれも、うまい話にはのらないよう注意しましょう。

- ・アンケートには気軽に応じない。
- ・住所、氏名、電話番号を聞かれたら注意し、安易に答えない。
- ・「うまい話」や「あまい言葉」はまず疑う。署名や押印は慎重に。
- ・実態のよくわからない団体の人から街で声をかけられても相手にしない。
- ・楽な儲け話には"罠"がある。一人で決めずにまず家族・信頼できる人に相談をする。
- ・声をかけられ、別の場所に連れて行かれそうになったら、絶対に断る。

悪徳商法の主な手口

1. アポイントメントセールス

はがきや電話で「あなたが選ばれました。プレゼントを差し上げますので取りに来てください。」などと販売目的を隠して喫茶店や事務所などに呼び出し、教材を売りつけたり、会員権の契約を強要するものです。(例：アクセスサリー・複合サービス会員権等)

2. キャッチセールス

駅前や路上で「アンケートに協力してください」「写真を撮らせてください」などと声をかけ、軽い気持ちで応じると喫茶店や営業所に連れて行かれ、強引に高額な商品を買わされるものです。(例：化粧品・エステティックサービス・絵画等)

3. マルチ商法・マルチまがい商法

「わりの良いアルバイトがあるよ」「友達を勧誘したらマージンがもらえるよ」などと誘い、会場に行くと「この商品を購入し、友人や後輩を紹介すればお金がもらえるよ」などと勧誘（先輩や友人からの勧誘の場合もあるので要注意）し、断れない状態で契約をさせるものです。この悪質商法は、自分が被害者になるだけでなく、加害者にもなりかねません。(例：健康食品・化粧品等)

4. 出会い系サイトを利用したデート商法

販売員が「出会い系サイト」で、メル友や恋人募集と偽って知り合いになり、相手をだます悪質商法。恋人だと思っていた相手に勧められ、断りきれず購入してしまう。(例：アクセサリー・洋服・絵画等)

5. ワンクリック詐欺

パソコンのWebサイトや携帯電話のメールを利用した《ワンクリック詐欺》が急増しています。知らないWebサイトに不用意にアクセスしてはいけません。うっかりクリックしたり、興味本位からアクセスしてしまい架空請求をされた場合は、脅し文句を真に受け、電話やメールで連絡を絶対に取らないようにしましょう。また、サイトにアクセスすると「処理が完了した」という表示とともに「IPアドレス」「プロバイダー名」などが表示されることもあります。これらから個人情報がわかることはないのでも無視してください。

6. その他

資格商法・アンケート商法などの悪徳商法やSNSなどで友だちの誘いや「高額」「簡単」などのキーワードでの仕事の誘いは闇バイトの可能性があります。注意しましょう。

《悪質商法の被害にあったとき》

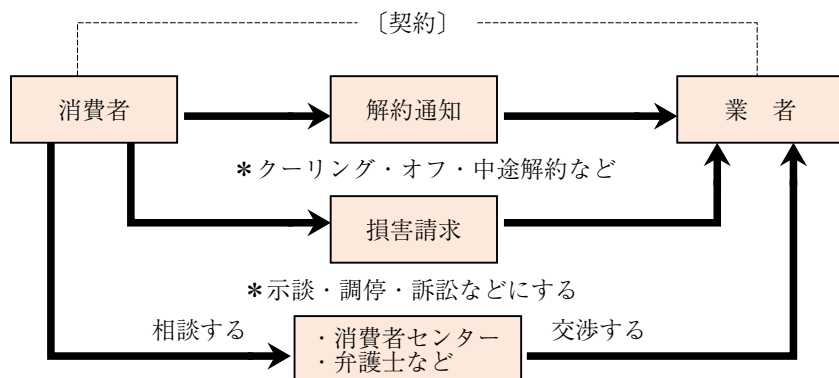
悪質商法にあったと気づいたら、まず契約を解除することです。損害を取り戻すことも重要ですが、解約が遅れると、それだけ被害が広がります。

被害を最小限に押さえることがもっとも大切なことです。なお、悪質業者はクレームを付けると、いろいろと理由を付けて結論を先送りしようとします。また、解約に対しては「家族にばらす」とか、「ブラックリストに載せる」などと圧力をかけてくるのが通例です。

しかし、躊躇して対応が遅れると取り戻せるはずの損害も取り戻せなくなります。悪質業者に怯えることなく、毅然とした態度で臨むことが必要です。悪質商法にあったときは、いずれにしても泣き寝入りはしないことです。

詐欺やネット被害に巻き込まれたら、すぐに最寄りの警察に被害届を出してください。また、消費生活センターなどに相談すると良いアドバイスをしてくれます。

〔図解〕 悪質商法の被害に気づいたとき



≪契約解除通知（クーリング・オフ）≫

クーリング・オフとは、不意打ちの訪問販売や電話による勧誘販売で、よく考えずに必要のない商品を契約したり、街で声をかけられ、断りきれずに契約した場合に、一定期間内なら無条件で消費者から一方的に契約を解除できる制度です。

☆クーリング・オフの期間・・・契約書面を受け取った日を含めて次の期間内に書面で通知すること。

契 約 内 容	期 間
訪問販売（アポイントメントセールス・キャッチセールス等）	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法・マルチまがい商法	20日間
特定継続的役務提供（エステ・語学教室・パソコン教室等）	8日間
業務提供誘引販売取引（モーター商法・内職等）	20日間

☆期間内でもクーリング・オフできない場合

1. 総額3,000円未満の現金取引の場合。
2. 化粧品・健康商品など政令で消耗品に指定されたものを使用した場合。（但し、未使用分は可）
3. 一般の店舗で購入した場合、および通信販売（インターネット通販を含む）

*クーリング・オフできる商品やサービス、クーリング・オフができる期間など、詳しくは最寄の消費生活センターに問い合わせてください。

クーリング・オフの書面の書き方例

住所 氏名	○年○月○日	右記日付の契約は解除します なお支払時の○○円を返金し 商品を引き取ってください。	四 販売会社名	三 金額	二 商品名	一 契約年月日	契約解除通知
----------	--------	---	---------	------	-------	---------	--------

クーリング・オフは必ず自分でコピーをとり、郵便局から簡易書留で出してください。(コピーは証拠を残すため)

また、クレジットを利用し契約した時は、クレジット会社にも通知すること。

◆他にもこんなことに注意を

- ・学生ローン・サラ金は本人の学生生活はもとより、家族まで破滅に巻き込むことにもなります。安易な気持ちで借りないようにしましょう。
- ・クレジット契約は特に慎重に!!クレジットはあくまで代金の支払いを先延ばしにただけで"借金"であることに変わりはありません。
- ・悪質なカルト集団への入会勧誘の被害が多発しています。
先輩や友人を通じて巧妙な手口で、言葉巧みに勧誘してきます。決して話に乗らないように注意してください。

アルバイト

本学ではアルバイトの紹介や斡旋はしておりません。各自が次の点に注意し、個人で責任を持って健全に従事してください。

◆労働契約書・労働条件通知書を取り交わし、以下の条件が明確に記載され、詳細に説明を受けているか

- ・業務内容や勤務場所、勤務時間帯、労災保険の有無など
- ・賃金(給与額や残業代、食事代や交通費、支払い方法)など
- ・拘束時間やシフトの規定、休憩時間や有給休暇の有無など
- ・ノルマや罰則規定の有無など
- ・勤務期間や辞める場合の条件など

◆学業や大学生活に支障をきたさない等、学生としての本分に適しているか

◆公序良俗や法令に反しないものであるか

◆「闇バイト」に関わらないために

SNSやインターネットの掲示板には、仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして知らない間に犯罪に巻き込まれてしまう投稿が掲載されています。「高額バイト」「即日入金」「書類を受け取るだけ」、一見好条件に見える求人情報には注意してください。また、募集情報に「受け子」「出し子」「闇バイト」等の隠語が使用されていたり、匿名性の高いアプリケーションでの連絡が求められたりする場合は犯罪に関わる危険性が大です。簡単に高収入を得られるなら、と応募して、強盗や詐欺といった犯罪に加担することとなり、絶対に手を出さないでください。

怪しいかもしれない、と迷ったら、「必要なお金が貯まるまで」「一回だけなら大丈夫」などと一人で判断せずに、学生課に相談してください。

住居(ひとり暮らしなど)の紹介

本学では通学に便利で安心して入居できる良質物件を厳選して紹介しています。ワンルームマンションを中心に、家具家電付などさまざまな物件があります。

住居の紹介を希望する方には学生課で「住居案内(冊子)」をお渡ししています。

◆住居契約上の注意

住居の決定にあたっては、大学の紹介であるなしに関わらず、家賃・間取り・設備まわりの環境などをよく検討して自分の条件にあった物件を見つけてください。特に契約に関しては大学は関知しませんので、『契約書』をよく読み、不明な点は家主に説明を求め、十分確認したうえで契約してください。

◆住居決定の届出

大学の紹介であるなしにかかわらず、住居が決まれば、転居後に「現住所等変更届」(学生課備えつけ)を学生課に提出してください。(参照)

その際、「通学証明書」の変更も必要ですので、忘れずに持って来てください。

◆ひとり暮らしなどの注意

- (1) 家主との取り決め(家賃の納入日・ゴミの回収日など)・ルールを守ってください。
- (2) 深夜の音量・騒音などについて、隣近所の迷惑にならないように気配りをしてください。
- (3) タバコの不始末・ガスの消し忘れ等による火災や盗難には注意してください。
- (4) 万一のための火災保険・地震保険等の加入については、賃貸契約内容を確認し、必要があれば個人で加入することをお勧めします。

▶ 課外活動

課外活動

いよいよ4月から新しい生活がスタートしました。学生生活は皆さんの個々の考え方で全く違ったものとなります。学業を中心にボランティアやアルバイトなど、いろいろな経験を積むことで、様々な学生生活が展開できます。興味のあるもの、問題・疑問点に対し積極的に取り組み、有意義な学生生活にしてください。

近年、各大学で「学生の課外活動（クラブ）離れ」が顕著で、学生生活中の問題の一つとして論議されています。確かに正課と課外活動の両立は安易なことではないと思います。

しかし、課外活動に参加することにより、人間関係の学習、自己の技能向上、終生の友との出会い等またとない絶好の機会となります。

大学は、学問を研究・享受する場であることは、言うまでもありません。本学では、課外活動も学生生活の重要な要素として位置づけて、皆さんが、集団の中で実践的に社会性を身につけ、「健全な社会人」になるための学習の場として、正課と両輪をなすものと考えております。皆さんが豊かな学生生活を送り、自己を高めるために、課外活動に積極的に参加することを勧めます。

■課外活動団体への加入

入部する方法・手段は？

- ①部室に行く
- ②練習場所へ行く
- ③ミーティングが行われている教室へ行く
- ④顧問の先生や学生課窓口へ相談に行く

■課外活動団体の設立

詳しくは、学生課の窓口にて説明いたします。

各種委員会について

①体育会・文化会

大学公認の体育系・文化系課外活動団体を統括する組織として活動しています。クラブ間の諸問題、課外活動団体の代表として、大学側との交渉の窓口となる等、大切な役割を担っています。

また、主な活動内容として下記の項目が上げられます。

- (イ) 団体員相互の親睦・理解を深め、活動の活性化をはかる
『クラブ紹介』および『新入生歓迎会』への協力・補助
大学祭実行委員会の担当する『志学祭』への協力・補助
- (ロ) 定例会議・総会の開催
定例会議・体育会総会・文化会総会の開催
- (ハ) リーダーズトレーニングの開催
各クラブの幹部が集い、本学の課外活動の改善について話し合う
- (ニ) 施設使用の調整
年間及び夏季・冬季・春季休業期間中の各団体が希望する学内施設使用
日程・場所の調整・決定
- (ホ) 大学との話し合い
現在の問題点の把握、分析、要望事項の取りまとめ
- (ヘ) 各団体の話し合い・調整
- (ト) 「補助金」交付金額決定の助言
毎年、教育後援会総会終了後、各団体に交付される『クラブ補助金』の
交付額決定に向けての査定等
- (チ) その他行事の開催・補助

②大学祭実行委員会

本学の大学祭は「志学祭」と呼ばれ、毎年11月に2日間の日程で行われます。

「志学祭」は、「大学祭実行委員会」が本学の課外活動団体、一般学生（有志団体）、ゼミなどに参加を呼びかけ、模擬店・展示・発表等が行われる催しです。芸能人によるトークショーやライブ等が催され、キャンパス内が多数の来客のもと大変な賑わいを見せ華やかに彩られます。

・役割・意義

「大学祭実行委員会」とは本学の学生で構成された委員会であり、「志学祭」を企画・運営しています。課外活動団体と同じく4月には新入部員の獲得に乘

り出し、委員全員が一丸となって盛大な大学祭になるよう努力しています。さらに素晴らしい「志学祭」にできるか否かはまさに皆さんにかかっています。より楽しい充実した学生生活を過ごすために奮って「志学祭」に参加してください。

チー ム ワイエイオー ③Team Y.A.O.(ヤングアクティブオオタニ)

この委員会は、大阪府・堺市・富田林市・羽曳野市などを中心に行政ボランティアに参画しています。府や市のイベントに企画から携わり、実行、運営を行政の方と協力して行っています。また、大阪府警察本部や富田林警察署と協力し、防犯関係の取り組みにも参加しています。

Team Y.A.O.の活動は、普段の学生生活ではなかなか経験できない貴重な機会が満載です。地域と深く関わりその中で自分の考えを表現できる場もあります。これから社会に出るにあたって「あなたの力」になること間違いありません。是非、一緒に地域貢献活動をしていきましょう。

入試広報課所管

クルーズオー 学生広報スタッフ CREWS oh!

主に、年9回開催する「オープンキャンパス」における、当日の運営や学生の独自企画を立案・実施する団体です。ほか、来場者数アップを図るべく、「オープンキャンパス」に関する広報活動も行います。「オープンキャンパス」という大学最大の広報を学生の立場で携わるやりがいは大きく、活動を通じて、コミュニケーションスキルや企画力、発想力を磨くだけでなく、「オープンキャンパス」を作り上げる過程から、団結力が生まれます。

高校生にとって大学選択の大事な要素となる「オープンキャンパス」。ともに大阪大谷大学の魅力を伝えましょう！

2025年度 課外活動団体一覧

体育系「部」

No.	団体名	顧問
1	硬式庭球部	杉本 香
2	硬式野球部	児玉 公正
		貫名 譲
		伊藤 知之
3	サッカー部	鈴木 利一
		松原 裕一
4	準硬式野球部	谷 俊英
5	水泳部	小林 未季代
6	ソフトテニス部	荒井 洋樹
		上西 裕之
		児玉 公正
7	ソフトボール部	貫名 譲
		吉川 真由美
		泉 健介
		伊藤 知之
8	体操部	マイルズ グローガン
9	卓球部	上西 裕之
10	ダンス部	狩谷 潤也
11	軟式野球部	泉 健介
12	男子バスケットボール部	桂本 尚樹
13	女子バスケットボール部	小林 未季代
14	バドミントン部	中道 厚子
15	男子バレーボール部	宮内 一三
		西野 祐司
		池田 香代
16	女子バレーボール部	宮内 一三
		西野 祐司
17	ラクロス部	中村 雅司
		藤原 崇
18	陸上競技部	山内 章裕

体育系「同好会」

19	大谷運動サークル	朴 炫宣
20	剣道同好会	地下 まゆみ
21	バスケットボール同好会	東 典幸
22	バレーボール同好会	高野 昭雄
23	保健体育サークル PETS	

文化系「部」

No.	団体名	顧問
1	GAOS(宗教文化研究会)	貫名 譲
2	ParFum	朴 炫宣
		窪木 勇一
3	演劇部	船本 淑恵
4	華道部(小原流)	今井 澄子
5	漢方サークル 知源塾	伊藤 卓也
6	軽音楽部	田沢 晶子
7	弦楽部 バガニーニ	中道 厚子
		地下 まゆみ
8	考古学研究会	竹本 晃
9	茶道部(裏千家)	岡島 克樹
10	写真部	河野 清志
11	手話クラブ Sign	小田 浩伸
12	書道部 碧颯会	林田 定男
13	吹奏楽部	船本 淑恵
14	フォークソング部	東 典幸
15	文芸部	稲垣 裕史
16	ボランティアサークル Playing Kids	竹歳 賢一
17	漫画研究部	林田 定男
18	和装礼法装道部	鈴木 利一

文化系「同好会」

19	大阪志学台レオクラブ	岡島 克樹
20	薬学研究会 Platinum	福野 修平

各種委員会

No.	団体名	顧問
1	Team Y.A.O.	松原 裕一
2	体育会	西野 祐司
3	大学祭実行委員会	松原 裕一
4	文化会	山本 将之

入試広報課管轄 学生団体

団体名
学生広報スタッフ「CREWS oh!」

学内諸施設

キャリアセンター

地域連携センター

国際教育交流センター(GLEX)

情報基盤センター

図書館

教職教育センター

アクセスルーム

学生相談室

ウェルネスセンター

ラーニングコモンズ

その他

音楽館内カトレアホール、ピアノレッスン室、ピアノ練習室
食堂(志学館・成光館)

購買部

丸善キャンパスショップ(教科書・書籍)

ハルカスキャンパス

届出・願出・証明書等発行

窓口事務取扱い時間

FAQ(こんな場合はこちらまで)

キャリアセンター

キャリアセンターでは、学生の就職活動にあたり、個人の面談・相談以外に自己分析や業界研究などのキャリアガイダンスや各種セミナーなど、豊富なプログラムを実施しています。

また、スタッフが学生一人ひとりの就職活動をサポートしますので、気軽にキャリアセンターを訪問してください。

【所在場所】 大学1号館の北館1階

【受付時間】 月曜日～金曜日 9時～11時20分、12時20分～17時30分
土曜日 9時～12時30分

【学生支援プログラムの例】

個人面談(対面・WEB)、面接練習(対面・WEB)、各種添削指導(履歴書・エントリーシート)、就職ガイダンス、業界研究会、合同企業研究会、SPI・公務員・保育士模試、マナー講座、就活用証明写真無料撮影会 など

【その他の支援】

◎オンライン面接ブース

企業が実施するWEB説明会やWEB面接に大学内から参加できます。

◎卒業生支援

キャリアセンターでは、卒業生の就職に向けた求人情報の提供、キャリアカウンセリング等を通じた就職先とのマッチングなどを行ない、卒業生の皆さんの就職活動をサポートいたします。

◎求人検索NAVI

本学では、(株)ジェイネットの「求人検索NAVI」を導入しており、学外からも求人などを検索したり、個人面談や支援行事の予約、進路希望の登録、内定の報告などを行なうことができます。

地域連携センター

私たちが目指したいものって、何だろう？

例えば【SDGs】。地域フィールドには、この達成に貢献するための、外に開かれた、たくさんの学びやチャンスがあります。地域連携センターでは、他大学や自治体、市民活動団体等のいろいろな活動を本学とつないだり、学部と連携したり、実際に連携して取り組んだりしています。

地域連携に関心のある方は、是非、本学地域連携センターにお問い合わせください。

大阪大谷大学地域連携センターでは、本学における教育・研究と地域社会をつなぎ、その総合窓口として次のような業務を行っています。

- (1) 地域連携に関わる連絡調整および窓口業務に関する事項
- (2) 各部局・部署と連携し、地域連携に関する企画・立案すること
- (3) 地域をフィールドとする本学の教育・研究の支援に関すること
- (4) 地域連携活動に伴う講演会等に関すること
- (5) その他、センターの目的を達成するために必要な事項

地域連携センター
(1号館2階)

開 室：平日 9:00~17:30
(土曜日は閉室の場合があるので、あらかじめご確認ください)
TEL: 0721-24-0452(直)
MAIL: chiiki@osaka-ohtani.ac.jp

国際教育交流センター (Global Learning Exchange Center)

国際教育交流センターは、「本学における国際教育及び国際交流の連携を図るため、実践を通じて、本学の国際化を推進すること」を目的としています。

英語力向上を目的とし、英検・TOEIC®IP(学内受験)等の語学学習サポートや学びの場を提供しています。また、海外留学や海外研修、外国人留学生に関する支援を行っています。併せて、「国際交流サポート学生」や「日本語教育支援バディ」、文科省のトビタテ！留学JAPANプラットフォーム事業である「大阪大谷大学SIPS」チームと連携しながら、グローバル社会に対応できるようさまざまな交流企画のプログラムを用意し、学生皆さんを支援します。

I. 施設の利用案内

志学館5階の国際教育交流センターには、事務室・English Café・教材室・セミナー室があります。

<国際教育交流センター 事務室>

【開室時間】 月曜日～金曜日 9:00～11:20、12:20～17:30

◆英語関連の資格・検定試験について

- ①英検の申込受付
- ②TOEIC®IPオンラインテストの実施(年2回)
- ③e-Learningによる英語学習のサポート

◆海外留学・研修プログラムについて

- ①海外長期(派遣・認定)、交換留学の申込受付
- ②海外研修(夏期・春期)プログラムの申込受付
- ③留学にかかる諸手続き(語学レッスン、事前・事後授業、渡航前説明会、危機管理セミナーなど)

◆外国人留学生について

- ①在留資格にかかる諸手続き(在籍管理、在留期間更新手続き、資格外活動申請など)
- ②授業・課題など学習のサポート
- ③学生生活のサポート(下宿先の紹介、日常生活での困りごとなど)

<English Café>

学生の自主学習やネイティブスピーカーの先生・外国人留学生・SIPSチームと交流する場として利用できます。語学レッスンなどのセンター独自のプログラムも開催されます。英語をはじめ、外国語コミュニケーション力の向上などに有効活用してください。飲食(持ち込み)可。

<教材室>

【開室時間】 月曜日～金曜日 10:00～11:20、12:20～17:00

語学学習に利用できるCDやテキストなどの教材貸出を行っています。

<セミナー室>

【開室時間】 月曜日～金曜日 9:00～18:05

空き時間は自習にも利用できる教室です。飲食(持ち込み)可。

Ⅱ. 海外留学制度

長期（派遣・認定）、交換留学制度【1年及び6ヶ月】

派遣留学	優秀な学生を協定校※1等に派遣し留学させる制度。	協定校とは、本学との間で留学協定を締結している外国の大学(またはこれに相当する高等教育機関)を言います。
認定留学	審査基準を満たした学生が協定校や外国の大学等で学ぶことを認定し留学する制度。	派遣留学の場合は200万円、認定留学の場合、長期(1年間)留学は50万円、半期(6ヶ月間)留学は25万円を所定の審査の上、合格者に対してそれぞれ限度として留学に必要な諸経費を助成します。
交換留学	本学が学生交流協定を締結している檀国大学(韓国)に学生を派遣し留学させる制度。	留学先大学の授業料が免除されるなど、学生交流協定に基づいた留学支援を行います

◎ 大阪大谷大学の海外協定校 ＜令和7年4月現在＞

アメリカ	モラビアン大学（ペンシルベニア州ベスレヘム） アラバマ大学（アラバマ州タスカルーサ）
カナダ	ランガラ・カレッジ（プリティッシュ・コロンビア州バンクーバー）
ニュージーランド	ワイカト大学（ハミルトン）
韓国	慶熙大学（ソウル）、檀国大学（龍仁・天安）、又松大学（大田）、 威徳大学（慶州）
フィリピン	レトラン学院大学（マニラ）

海外研修制度 【約2～3週間】

夏期	カナダ英語研修	Langara College(バンクーバー)	ホームステイ	3週間
	韓国語学・文化体験研修	檀国大学(龍仁市)	学生寮	約3週間
春期	ニュージーランド英語研修	Waikato University(ハミルトン)	ホームステイ	3週間
	韓国語学・文化体験研修	慶熙大学(ソウル)	寄宿舎	約3週間
	モラビアン教育研修	Moravian University	学生寮	約2週間

◎ 大谷学園国際交流基金奨励金

大阪大谷大学学生の海外研修推進と海外協定大学との交流促進を目的として、上記の研修については所定の審査のうえ、受給条件を満たした場合に限り、奨励金を給付します。

Ⅲ. 国際教育交流活動

センターの国際教育交流活動に協力してくれる学生の皆さんを下記のとおり募集しています。

応募については、国際教育交流センターまでお問い合わせください。

国際交流サポート学生	外国人留学生との交流会などイベントを企画、広報、運営
外国人留学生日本語教育支援バディ	留学生の日本語学習や授業・課題などをサポート
大阪大谷大学SIPS	本学の留学制度や海外研修プログラムについて広報し、参加を促進

国際教育交流センターでは公式Instagramを運用し、英語の資格・検定試験の案内や各種イベントの告知、海外留学の情報などを紹介しています。以下のアカウントを検索してください。

国際教育交流センター公式Instagram

アカウント名：kokusai_osakaotaniuniversity

情報基盤センター

情報基盤センターは4号館(志学館)4Fにあります。大学生活の中で、パソコンやネットワークシステムを利用する際の困りごとをサポートする窓口を開設しています。お気軽に情報基盤センター事務室にご相談ください(次ページ 情報基盤センター サポートデスク参照のこと)。

◆利用案内◆

<コンピュータ環境の利用について>

学内のパソコンやネットワークシステムを利用するためには、ユーザアカウントが必要です。これは入学式で「ユーザID、パスワード交付書」として全員に配布します。履修登録等の際にも必要ですので、大切に保管してください。

<情報処理教室の利用について>

学内ネットワークに接続したパソコンのある教室と利用時間

教 室				PC 台数	月～金曜日	土曜日
志学館 (4号館)	4階	4-406	コンピュータコミュニケーション(CC)教室	56台	9:00～18:05	×
		4-402	マルチメディア(MM)教室	48台		
		4-405	情報処理演習室Ⅰ	24台		
		4-403	情報処理演習室Ⅱ(ラーニングcommons)	22台	9:00～19:00	9:00～12:00
	5階	4-505	情報処理演習室Ⅲ	28台	9:00～18:05	×
21号館	2階	21-201	情報処理演習室A(ラーニングcommons)	8台	9:00～19:00	9:00～12:00
		21-205	情報処理演習室B(ラーニングcommons)	8台		
19号館	3階	19-301	情報処理演習室C(ラーニングcommons)	6台		
	2階	19-204	情報処理演習室D(ラーニングcommons)	5台		

■夏季・冬季・春季休業期間中は別途お知らせします。

■情報処理演習室Ⅱ(4-403)と情報処理演習室D(19-204)以外は、ゼミ等で使用する場合があります。

<パスワードについて>

①安全なパスワードの設定

- ・ 他人に推測されにくい かつ自分だけは覚えやすい、思い出しやすい。
- ・ 大文字、小文字、数字を組み合わせる。
- ・ できるだけ長い文字列にする。

②パスワードの保管方法

- ・ 他人にIDやパスワードを口外したり、他人のIDを使用しないこと。

③パスワードを複数のサービスで使いまわさない

- ・ システムごとに異なるパスワードを設定する。

※ID・パスワードを忘れた場合

- ・ 授業時間中は授業を担当している先生に申し出ること。
- ・ 授業時間外は、4号館4F 情報基盤センター事務室まで申し出ること。
(学生証の提示が必要)

※パスワードの変更方法

- ・ tani-WA及びポータルサイトのパスワードは、個人のパソコン・スマートフォンから変更可能。
- ・ 学内PCログイン時のパスワードは、情報教室のパソコンのみ変更可能。

情報基盤センター サポートデスク

1. オンライン受付

- ・ <https://forms.office.com/r/U4Nmtk22y7>
- ・ 受付前にユーザアカウント(u+学籍番号@osaka-ohtani.ac.jp)とパスワードの入力が必要となる場合があります。

2. メール受付

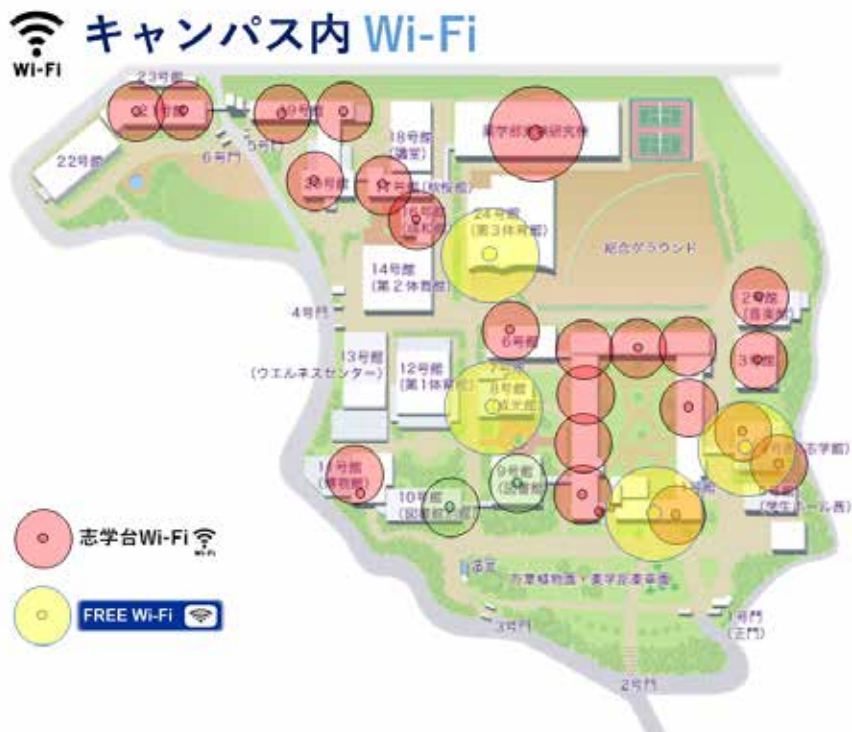
- ・ jyoho@osaka-ohtani.ac.jp
- ・ お問い合わせの際には、文書内に学籍番号と名前を記載してください。

3. 直接受付

- ・ 4号館4F 情報基盤センター
- ・ 平日9:00~17:00 / 土曜日9:00~12:00

<無線LAN (Wi-Fi) の利用について>

大阪大谷大学では、次に掲げる場所に無線LAN (Wi-Fi) 環境を整備しています。
エリアごとの接続方法を確認の上、適宜ご利用ください。



◆MEMO◆

図書館

◆利用案内◆

◎場所：9号館・10号館（成光館食堂の噴水前）

【開館時間】月曜日～金曜日 9時～19時30分

土曜日 9時～15時

※変更がある場合は、そのつど掲示します。

【閉館日】

- ・ 日曜・祝日
- ・ 創立記念日
- ・ 学生登学禁止日
- ・ 蔵書点検期間(3月)
- ・ 夏・冬季休業中の一部

※変更がある場合は、そのつど掲示します。

【冊数・期間】

資料 利用者	冊 数	一般図書・製本雑誌・ 視聴覚資料	未製本雑誌 指定図書
		期 間	期 間
学 部 学 生	10冊以内	2週間	3日間
専 攻 科 生			
大 学 院 生	30冊以内	4週間	
科目等履修生・聴講生	3冊以内	2週間	
研 修 生	10冊以内	2週間	

※参考図書・マイクロ資料・貴重図書などの禁帯出資料、雑誌の最新号は貸出できません。

※返却が遅れた場合、遅れた日数分の貸出ができません。

※資料を汚損、紛失した場合は弁償となりますので、大切に扱ってください。

※卒業しても図書館を利用できます。(来館時に申込が必要です。)

【利用ルール】

館内では次のことを必ず守ってください。

- ・ 静粛にしてください。
- ・ 館内で食事・喫煙はできません。
- ・ 館内では認められた場所(本館閲覧室の座席・ラーニングコモンズ使用時)のみ飲用できます。
- ・ 密閉できる容器(ペットボトル・マイボトル)に入ったものだけ持ち込み可能です。
- ・ 飲用の際は必ず着席し、水滴等は放置しないように注意してください。
飲用時以外は、机の上に置かずカバンの中にしまってください。
- ・ 館内のごみ箱に容器等を捨てないでください。
- ・ 貴重品をはじめ所持品は各自で管理してください。
- ・ 館内でのパソコン・スマートフォン等の充電・通話は禁止です。マナーモードにするなど、着信音や操作音が出ない設定で利用してください。
- ・ ラーニングコモンズ利用時のみ電源の利用が可能です。
- ・ 館内のルールを守り、館員の指示に従ってください。

詳細については、図書館発行の「LibraryGuide」、またはホームページをご覧ください。

教職教育センター

教職教育センターでは、学校支援学生ボランティアや教育インターンシップなど学校現場を体験するためのプログラム、基礎学力向上から面接指導までのさまざまな教員採用試験対策講座を実施し、教職への道のりをサポートしています。教職に関心のある人は是非、訪問してください。

◆利用案内◆

◎場所：3号館(別館)2階

<教職教育センター室>

【開室時間】

月曜日～金曜日 9時00分～17時30分

幼・小・中・高・特支の教員採用試験対策に関する問題集、参考書、小・中・高の教科書、教育新聞、教育関係雑誌等が閲覧でき、パソコンによる情報検索コーナーもあります。教職に関する相談に対応します。

<グループ・個人学習室、授業模擬実践室、教材機器室>

【開室時間】

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分

土曜日 9時00分～17時00分

グループ・個人での学習に利用できます。授業模擬実践室、教材機器室の利用については教職教育センターまでお問い合わせください。

◆行 事◆

年度当初に配付する「教職教育センター(教職対策)年間行事予定表」を確認してください。詳細は掲示または学内ポータル等で連絡します。

教職をめざす学生は積極的に参加するようにしてください。

◆注 意◆

施設は静かに利用してください。貴重品は各自責任を持って管理してください。喫煙、携帯電話の使用および充電は禁止です。その他、教職教育センター内に掲示している利用上の<お願い>をよく読んで利用してください。

アクセスルーム

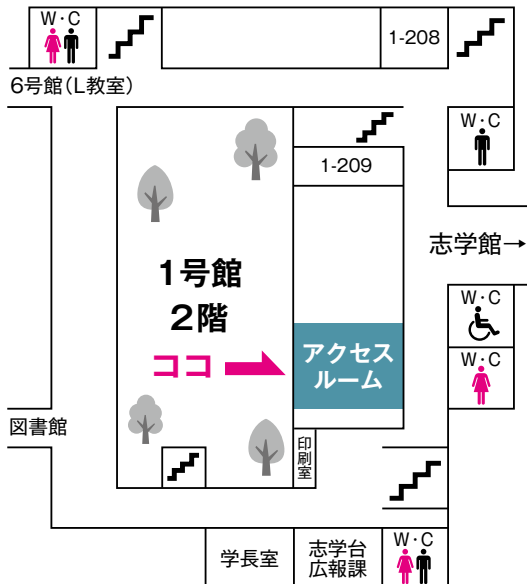
授業参加や課題管理等の困り事はアクセスルームへ！

アクセスルームは、修学上の困り事や合理的配慮を希望する学生のための相談窓口です。障がいや疾患等を理由に、授業や試験を受ける環境、課題の提出・管理等で悩んでいる方は、お気軽にご相談ください。支援コーディネーターと一緒に、学ぶ環境を整えるお手伝いをします。

支援に関心のある学生へ（ピア・サポーター募集）

本学では、学生によるサポートスタッフ『ピア・サポーター』が活躍しています。主に、聴覚障がい学生のための情報保障（授業内の音声情報を文字化するサポート、授業動画の字幕編集など）を中心に、みんなで“ともに学べるキャンパスライフ”を目指して、日々活動を行っています。あなたも一緒に、ピア・サポーターとして活動してみませんか？（一部、有償）興味のある方は、ぜひアクセスルームにお立ち寄りください。

◆利用案内◆



アクセスルーム
(1号館2階)

開 室：平日 9:00～17:30(土日閉室)
TEL: 0721-24-0917(直通)
MAIL: access-g@osaka-ohtani.ac.jp

<English Café>

学生相談室

センター教員やネイティブスピーカーの先生と交流する場として利用

英会話レッスンなどの企画も定期的に開催されます。英会話能力向

どんなことでもご相談ください

【開室時間】月曜日～金曜日 10時～18時05分

学生相談室では、学生生活や大学生活を送ることができるよう心理的なサポートをさせていただきます。困ったことや悩みがある時、心身が不安定な時、友人や家族などの人間関係で悩んだ時、クラブ活動で悩んだ時、進路に迷った時、自分の性格について考えたい時など、気軽に学生相談室を利用してください。相談の内容については秘密を厳守しますので安心してお話しください。

【利用ルール】

①セミナーなどの行事開催中は、関係者以外入室禁止。
②周囲の教室へ影響するような騒音禁止。
③飲食(持ち込み)可・禁煙。食事のごみなどはごみ箱へ捨てること。

保証人様等からの相談も受け付けています。

④衣類は傘立てに収納し、Café内に持ち込まないこと。

「こころ、ほっこりー学生相談室」を名義として、場内での喫煙、飲酒、私物を置く健康被害に関する情報は発信しています。

⑥貴重品は各自で管理すること。

書籍の貸し出しも行っています。簡単な手続きで借りることができますので、ご利用ください。

<英語教育センター 事務室>

セミナー室・教材室・English Caféの利用者のサポートを行います。

詳しいことは大学HP「学生相談室からあなたに」をご覧ください。

【開室時間】月曜日～金曜日 9時～14時20分、12時20分～17時30分

*長期休暇中の利用については別途案内します。



試験◆

コアは自身の英語力

く、民間企業等の

ます。本学ではTO

自学自習システム)

在学中にぜひこれ

について、以下の業

いては、事務

場所：20号館1階

電話：0721-24-1049

開室日：月曜日～金曜日 10時～17時

(水・金曜日は17時半まで)

使用を禁止

・英会話レッスンやTOEICテストは、オンラインで実施することもあ

ウエルネスセンター

ウエルネスセンター(13号館)は体育の授業や課外活動、さらには学生や教職員の健康の維持増進を目的とした「厚生施設」です。利用できる施設は、トレーニングルーム、合宿室、ミーティングルーム、プールです。

利用手続:ウエルネスセンター1F トレーニングルーム

※使用する際は、「トレーニングルーム使用許可証」の登録が必要です。

※月～金 12:15～13:05(授業開講期間) 受付

(学生証 顔写真[3cm×3cm 1枚]必要)

<プール>

利用期間:7月～8月(詳細は掲示します)

利用手続:ウエルネスセンター1F トレーニングルーム

※原則、授業や課外活動以外の使用はできません。

<合宿室>

利用手続:ウエルネスセンター1F トレーニングルーム

<ミーティングルーム>

利用手続:学生課 ※原則、授業や課外活動以外の使用はできません。

13号館(ウエルネスセンター)トレーニングルーム

<利用時間>

曜日／期間		対象	時間	備考
平日	【授業開講期間】	一般	9:30～18:00	(13:05～14:05)使用停止
		団体	7:15～8:45／18:15～20:15	
	【授業開講期間外】 ※試験、補講期間含む	一般	13:00～17:30	※団体使用がない日は (9:00～12:00)使用可能
		団体	7:15～12:00	
土・日・祝		団体	9:00～17:00	一般使用なし
注)	1) 使用は「登録完了者」に限ります 2) クラブ団体使用は事前予約が必要です 3) 夏季、冬季、春季休館期間を設けます 4) 臨時で休館する場合があります 5) 授業等で使用している場合は、受講生以外は使用できません 6) 詳細は13号館(ウエルネスセンター)「トレーニングルーム前掲示板」で 確認してください			

ラーニングcommons

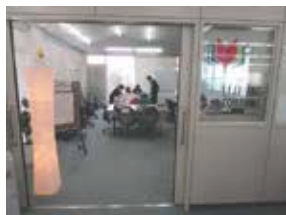
自律的学習の場の提供と学修支援、学修成果の向上に積極的に取り組んでいます。多様な学修ニーズに対応するため、異なる機能を持ったWi-Fi対応のラーニングcommonsの5か所を紹介します。レポートや課題の作成、プレゼンの練習にも最適なスペースです。

(1) 図書館ラーニングcommons(図書館)

学修に必要な資料が身近にあり、図書館司書のサポートを受けることができます。

電子ジャーナル、データベースなどの資料も自由に利用できます。

プロジェクターの貸出可能。



(2) 志学館ラーニングcommons(志学館1階ホール)

開放的で多様性のあるスペースで、アクティブラーニングの授業や学生同士のディスカッションなどさまざまな学修活動を行うことができます。



(3) 情報ラーニングcommons(志学館4階)

PC、プリンターが設置され、オンデマンド授業などに利用できます。

ヘッドホンの貸出可能。



(4) 情報ラーニングcommons

(19号館2・3階、21号館2階)

PC、プリンターが設置され、学生同士でプレゼンテーションの練習ができます。

プロジェクター、スクリーン設置。



(5) 成和館ラーニングcommons(成和館2階)

見晴らしがよく、アクティブラーニングの授業や学生同士のディスカッションに最適です。

プロジェクターを設置しています。

壁に投影してプレゼンの練習もできます。



その他

音楽館内 カトレアホール(2階)

授業やさまざまな講演会、発表の場として利用されています。ここでは多くの音楽系課外活動団体が練習を行い、一般客も含んだ演奏会を開催しています。



音楽館内ピアノレッスン室(2階)・ピアノ練習室(1階)

【利用時間】月～土 8:30～19:00(自由に使用できます)

日・祝 9:00～17:00

(注)特に日・祝の使用については、外部からの侵入に注意してください。

※使用前に、守衛室に連絡しておくこと。

- ・ピアノ練習以外の使用は認めません。
- ・室内での飲食は厳禁です。



食堂（志学館・成光館）

本学には3ヵ所の食堂があります。

①志学館3階　きれいで落ち着いた雰囲気があります。

窓からの眺望は最高です！約300席あります。

利用時間　授業期間の月～金　11:00～13:30

②成光館1階　敷地のほぼ中央にあり、待ち合わせにも最適です。

約350席あります。

利用時間　授業期間の月～金　11:00～13:30

※事務局休業時を除く

それぞれの食堂でメニューが違うので、チェックしてみてください。

購買部

【営業時間】授業・試験期間の

月～金　10:00～16:00

成光館の西側（6号館の東側）にあります。

文房具を中心に、本学関連グッズやお菓子も販売しています。



丸善キャンパスショップ（教科書・書籍）

【営業時間】授業・試験期間

成和館1階にあります。

教科書のほか、参考書、資格取得・就職関係の書籍、話題の本、コミック等、あらゆる「知」を提供いたします。

また、各種検定試験の受付も実施しています。

ハルカスキャンパス

「学生・卒業生支援」「社会連携・地域貢献」「情報発信・交流」を3つの柱として様々な事業を展開しています。2019年度より大学院薬学研究科博士課程の講義も実施。学生の皆さんにもゼミや研究活動、クラブ発表や展示、自習スペースとして活用いただけます。利用の詳細についてはお問い合わせください。

◆利用時間◆

火曜日～土曜日 10:00～19:00（休館：日・月・祝日）

※大学HP「ハルカスキャンパススケジュール」をご確認ください。

〒545-6023

大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43 あべのハルカス23F

☎06-6615-8460



届出・願出・証明書等発行

[証明書について]

- ・各種見込証明書・学校司書課程修了証明書は、卒業・修了年度の4月下旬以降に発行可（単位修得見込証明書は除く）
- ・「◆」及び「▲」の見込でない証明書は卒業後に発行可。ただし、学校司書課程修了証明書は、卒業年度の4月下旬以降に発行可
- ・証明書自動発行機で即日発行できない証明書等を作成する必要日数には、申込日、土曜日、日曜日、祝日、窓口業務停止日・学生登学禁止日を除く

所管	区分	名 称	手数料	備 考
教 務 課	交 付	在 学 証 明 書	200	証明書自動発行機で交付
		成 績 証 明 書	200	〃
		卒 業 見 込 証 明 書	200	〃
		修 了 見 込 証 明 書	200	〃
		◆卒 業 証 明 書	200	証明書自動発行機で申込書を購入し、窓口で申込（作成必要日数1日）
		◆修 了 証 明 書	200	〃
		▲単 位 修 得 退 学（見 込）証 明 書 ＜ 大 学 院 博 士 後 期 課 程 ＞	200	〃
		教 育 職 員 免 許 状 取 得 見 込 証 明 書	200	証明書自動発行機で申込書を購入し、窓口で申込（作成必要日数1日） 証明書にはすべての取得見込免許種別を記載
		▲司 書 資 格 取 得（見 込）証 明 書	200	証明書自動発行機で申込書を購入し、窓口で申込（作成必要日数1日）
		司 書 教 諭 資 格 取 得 見 込 証 明 書	200	〃
		▲学 校 司 書 課 程 修 了（見 込）証 明 書	200	〃
		▲学 芸 員 資 格 取 得（見 込）証 明 書	200	〃
		▲社 会 教 育 主 事 任 用 資 格 取 得（見 込）証 明 書	200	〃
		▲指 定 保 育 士 養 成 施 設 卒 業 （見 込）証 明 書	200	〃
		▲社 会 福 祉 主 事 任 用 資 格 取 得（見 込）証 明 書	200	〃
		▲卒 業（見 込）証 明 書・ ▲社 会 福 祉 士 指 定 科 目 履 修（見 込）証 明 書	200	〃
		単 位 修 得 見 込 証 明 書	200	〃
		▲日 本 語 教 育 コ ー ス 修 了 （見 込）証 明 書	200	〃
		▲国 語 教 育 コ ー ス 修 了 （見 込）証 明 書	200	〃
		▲企 画・編 集 コ ー ス 修 了 （見 込）証 明 書	200	〃
		▲書 道 教 育 コ ー ス 修 了 （見 込）証 明 書	200	〃
		▲図 書 館 情 報 コ ー ス 修 了（見 込）証 明 書	200	〃
		その他の証明書（作成必要日数1日）	200	〃
		◆学力に関する証明書（教員免許申請用）	500	証明書自動発行機で申込書を購入し、窓口で申込（作成必要日数6日）
		◆資格に関する単位修得証明書	500	〃
		その他の証明書（作成必要日数6日）	500	〃
	英 文	▲卒 業（見 込）証 明 書	500	〃
		▲修 了（見 込）証 明 書	500	〃
		成 績 証 明 書	500	〃
		そ の 他 の 証 明 書	500	〃

所管	区分	名 称	手数料	備 考
教 務 課	願 出	休 学 願		
		復 学 願		
		退 学 願		
		転 学 科 願		
	届 出	学 籍 基 本 項 目 ・ 保 証 人 変 更 届		氏名、本籍地、性別、保証人の変更があった場合に提出
		欠 席 届		欠席期間が4週間以上の場合は届け出る
		登 学 許 可 証 (治 癒 証 明 書)		学校感染症に罹患した場合は、届け出る
学 生 課	交 付	学 生 証 (再 交 付)	2,000	証明書自動発行機で申込書を購入し、窓口で交付
		仮 学 生 証	200	証明書自動発行機で交付 発行日当日、学内での使用に限り有効
		通 学 証 明 書 (再 交 付 ・ 通 学 区 間 変 更)		窓口で交付・変更
		学 校 学 生 生 徒 旅 客 運 賃 割 引 証		証明書自動発行機で交付
	願 出	納 付 金 等 延 納 願		納付期限の20日前までに申請
		納 付 金 等 分 納 願		納付期限の20日前までに申請
		単 車 ・ 自 転 車 等 通 学 特 別 許 可 願		毎月1～15日に申請→当月20日に許可証発行 毎月16～31日に申請→翌月5日に許可証発行
	届 出	現 住 所 等 変 更 届		転居後提出
		忌 引 届		会葬御礼状等提示のこと
		遺 失 届		
	課 外 活 動 関 係	学 内 活 動 願		学内活動（施設・備品使用他）時3日前までに提出
		学 外 活 動 願		学外活動時3日前までに提出（参加者名簿添付）
		学 内 合 宿 願		学内合宿活動時10日前までに提出（参加者名簿・スケジュール表添付）
		施 設 使 用 願		公式試合やイベント発表、行事等での学内施設利用時1週間前までに提出
		ポ ス タ ー 掲 示 ・ 印 刷 物 配 布 願		イベントや行事前等でポスター掲示や印刷物の配布をする場合に提出
		車 輦 使 用 願		公式試合やボランティアへ向かう交通手段が極端に不便であり、学園バスや軽トラックを使用する場合に提出
		自 動 車 等 構 内 乗 入 願		その日限りの乗り入れがある場合3日前までに提出
		長 期 用 自 動 車 等 構 内 乗 入 願		学内合宿時の留め置きや承認コーチなど、期間中に定期的に長期の乗り入れがある場合3日前までに提出
		試 合 結 果 報 告 書		試合終了後5日以内に提出
		活 動 報 告 書		活動終了後5日以内に提出
		課 外 活 動 団 体 継 続 承 認 願		次年度も活動を継続する団体は、毎年度末に提出
		部 室 ・ 倉 庫 使 用 誓 約 書		部室を使用している団体は、毎年度末に提出
		部 室 等 鍵 管 理 台 帳		部室・倉庫を使用している団体は、毎年度末に提出
		年 間 活 動 報 告 書		1年間の活動実績を記入し、毎年度末に提出
		予 算 申 請 書		課外活動団体（同好会を除く）が次年度の補助金申請として提出
		決 算 報 告 書		1年間の部費及び補助金の決算報告を毎年度末に提出（領収書添付）
		課 外 活 動 証 明 書 ・ 欠 席 届		公式試合のため授業を欠席する場合1週間前までに提出
		団 体 届 出 事 項 変 更 届		団体名称や顧問、幹部の変更が生じた場合速やかに提出

所管	区分	名 称	手数料	備 考
学 生 課	課外活動関係	団 体 員 変 更 届		所属団体の変更(入部・退部・休部)が生じた場合速やかに提出
		激 励 金 申 請 書		所属連盟等からの推薦や地方大会等を経て全国・国際レベルの大会に出場する場合1か月前に提出
		祝 勝 金 申 請 書		全国・国際レベルの大会で3位以上の結果が出た場合大会終了2週間以内に提出
		備 品 購 入 申 請 書		部費および補助金で単価5万円以上の備品を購入する場合10日前までに提出
		課 外 活 動 団 体 設 立 願		課外活動団体を設立する場合提出
		課 外 活 動 団 体 解 散 届		課外活動団体を解散する場合提出
		昇 格 申 請 書		「同好会」から「部」へ昇格する場合提出
キャリアセンター	届 出	進路希望登録(求人検索ナビ)		1年次に登録(求人検索ナビの使用に必要)
		進路報告登録(求人検索ナビ)		進路が決定次第、速やかに登録
		進 路 調 査 票		卒業の際に記入して提出
		インターンシップ大学行事承認届		対面またはwebにてインターンシップに参加する際、事前に提出
		正課外インターンシップ報告書		参加終了後、1週間以内に提出
	交 付	推 薦 書	200	証明書発行機で申込書を購入し、窓口で申し込み(作成必要日数1日)
保 健 室	配 布	来 社 証 明 書		就活先の人事担当者に記入を依頼し、欠席した授業の担当教員に提出
	交 付	健 康 診 断 証 明 書	200	証明書自動発行機で交付(自動交付できない場合は証明書自動発行機で申込書を購入し、保健室で申込(作成必要日数1日))
		健康診断結果通知書再交付	200	証明書自動発行機で申込書を購入し、保健室で申込(作成必要日数1日)
	配 布	健 康 診 断 結 果 通 知 書		5月中に郵送
	届 出	学生教育研究災害損害保険請求書		発生後30日以内に届け出る
		公 傷 金 申 請 書		発生後30日以内に届け出る

■各種証明書発行手続

(注)申請・交付の手続きは本人に限る！

- (1) 証明書自動発行機または、各課の窓口で交付を受ける。
- (2) 窓口で申請・交付の手続きが必要な場合は証明書自動発行機の稼働時間にかかわらず窓口事務取り扱い時間に限る。

■証明書自動発行機

次の証明書は、証明書自動発行機により発行しています。

証明書の種類	手数料
在学証明書 卒業見込証明書 成績証明書 修了見込証明書 仮学生証(※)	200円
学校学生生徒旅客運賃割引証	無料
健康診断証明書	200円

(P.81～83参照)

(※) 試験の際には学生証の提示が必要ですが、学生証を忘れた時は、仮学生証を提示することで受験が認められます。

上記以外の証明書および学生証(再発行)についてもまず証明書自動発行機で「申込書」(手数料はP.81～83参照)を購入し、必要事項を記入し窓口に提出してください。

設置場所 志学館1階ロビー

稼働時間 月曜日～金曜日 8時45分～18時30分

土曜日 8時45分～12時30分

(注) 発行機のメンテナンス等、取扱い時間に変更になった場合は、Webポータルサイトで通知します。

※薬学部の各種届出については、「薬学部学習マニュアル」の冊子を参照のこと。

窓口事務取扱い時間

月曜日～金曜日 9時00分～11時20分

12時20分～17時30分

土曜日 9時00分～12時30分

(注) ①日曜日・祝日および全学休講日は、窓口事務取扱いを停止します。

②本学の入試日は、登学禁止のため窓口事務取扱い停止となります。

③電話での問い合わせについては上記取扱い時間内に願います(緊急時除く)。

④大学行事や休業中等、窓口事務取扱い時間に変更になった場合はHP等で通知します。

FAQ (こんな場合はこちらまで)

学生生活を送るうえで、いろんな問題が生じると思います。そのような場合どこへ相談すればよいかを紹介します。

こんな場合	ここへ	備 考	頁
学費が期日までに納入できない	学 生 課	分納・延納願を提出する。	15
学生証をなくした	学 生 課	ただちに遺失届を出し手数料を納め再交付する。	16
仮学生証が必要	学 生 課	証明書自動発行機により発行。	16
通学証明書の欄の不足	学 生 課	再交付する。	18
通学区間のみ変更	学 生 課	窓口で変更、学長の訂正印を必要とする。	18
実習用の定期券が必要	学 生 課	所定の期間にメールで申請。後日「実習用通学証明書」を窓口で交付。	19
学割証が必要	学 生 課	証明書自動発行機により発行。	22
住所変更したい	学 生 課	現住所変更届を提出する。	23
忌引届を出したい	学 生 課	父母・祖父母・兄弟姉妹いずれかが死亡した場合は連絡すること。電話でも受け付ける。	24
学籍に関する異動	教 務 課	休学・復学・退学など届け出ること。	25
身上に関する異動	教 務 課	保証人の変更、改姓、改名など発生した場合、ただちに届けること。	26
ハラスメントを受けた	ハラスメント防止 相談窓口	詳しくは別に配布のリーフレット「しない!させない!キャンパス・ハラスメント!」を参照	28
遺失物・拾得物	学 生 課	拾得物はケースに保管。貴重品については窓口申し出る。(ただし、保管は3ヶ月)	31
印刷したい	各共同研究室 学 生 課	授業関係は各共同研究室、課外活動関係は学生課へ願い出て、印刷機を使用すること。	34
奨学金を受けたい	学 生 課	日本学生支援機構奨学金、他	38～42
学内および課外活動 通学途中でケガをした	保 健 室	「学生教育研究災害傷害保険」に全員加入	43
住 居 紹 介	学 生 課	希望者に大学登録住居を掲載した冊子「住居案内」を配布。	56

こんな場合	ここへ	備 考	頁
就職について尋ねたい	キャリアセンター	平日9時～17時30分(11時20分～12時20分除く) 土曜日9時～12時30分	64
英語基礎力、英会話能力を向上させたい 英検・TOEICのことを詳しく知りたい	国際教育交流センター (G L E X)	事務室 平日9時～17時30分(11時20分～12時20分除く) セミナー室 平日9時～18時05分 教材室 平日10時～17時(11時20分～12時20分除く)	66
海外留学や国際交流活動について尋ねたい		平日9時～17時30分(11時20分～12時20分除く)	67
パソコンを使用したい	情報処理演習室	詳しくは＜情報処理教室(ラーニングcommons)の利用について＞(P.68)を参照	68
教職のことで相談したい	教職教育センター	教職教育センター室 平日9時～17時30分(11時20分～12時20分除く) センター内施設の利用については教職教育センターのページでご確認ください。	73
授業参加や課題管理等で困りごとがある サポート活動に関心がある	アクセスルーム	開室時間：平日9時～17時30分	74
悩みを聞いてほしい	学生相談室	開室時間は平日10時から17時、ただし月・水曜日は17時30分まで。	75
トレーニングルームを使用したい	ウエルネスセンター1階トレーニングルーム	＜使用時間＞P.76 ウエルネスセンター頁参照 利用手続きはウエルネスセンタートレーニングルームまで	76
プールを使用したい	ウエルネスセンター1階トレーニングルーム	＜使用期間＞7月～8月 (利用手続きはウエルネスセンタートレーニングルームまで)	76
ピアノレッスン室を使用したい	1号館2階学部事務室	＜使用時間＞月～土：8時30分～19時、日祝日：9時～17時 (日祝日の使用は、守衛室に連絡すること)	78
各種証明書が必要		証明書自動発行機または、各課窓口で交付	81

規 程

体育施設使用管理規程
情報基盤センター利用規程

規 程

◆大阪大谷大学体育施設使用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪大谷大学体育施設（以下、「体育施設」という）の使用管理・運営について、必要な事項を定める。

(所管)

第2条 体育施設の運営は、大阪大谷大学スポーツ支援センター委員会（以下、「委員会」という）の所管とし、体育施設の使用管理・手続きについては、学生課スポーツ支援センター係（以下、「係」という）の所管とする。

(当該体育施設名)

第3条 該当する体育施設は、次の施設とする。

- (1) 第1体育館(12号館)
- (2) 第2体育館(14号館)
- (3) 第3体育館(24号館)(アリーナ、管理室、多目的スタジオ)
- (4) グランド
- (5) テニスコート
- (6) ウエルネスセンター(13号館)
(サブアリーナ、トレーニングルーム、合宿室、ミーティングルーム、プール)

(使用および優先順位)

第4条 体育施設および体育備品・用具は、次の目的および順位により使用する。

- (1) 本学の行事
- (2) 正課の体育・スポーツに関する授業
- (3) 課外の体育・スポーツ、文化活動
- (4) その他教育目的上必要かつ有益な活動

2 使用が重複した場合の優先順位は、委員会が事前に調整する。

(合宿の使用)

第5条 合宿室に使用に関する細則は、別に定める。

（使用期間および時間）

第6条 体育施設の試用期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 使用時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし委員会が特に必要と認める活動については、使用時間を拡大することがある。
- 3 休暇中（日曜・祝祭日を含む）の使用は、別に定める。

（使用手続）

第7条 体育施設（プールとトレーニングルームを除く）を使用する場合は、所定の「施設使用願」を使用する3日前までに係に提出し、委員会の長の許可を受ける。ただし、やむを得ない事情があると判断される場合は、願により使用を認めることがある。

- 2 休暇中（日曜・祝祭日を含む）の使用は、定められた期日までに所定の手続きを経て許可を受ける。
- 3 プールとトレーニングルームの使用に当たっては、各施設の入り口に掲示してある利用心得に従う。

（遵守事項）

第8条 体育施設の使用管理運営上、使用者は次の各号を遵守すること。

- (1) 使用者は他の使用者の迷惑にならないよう配慮すること。
 - (2) 使用者は体育施設および用具を使用後必ず清掃し、整理・整頓・消灯および戸締まりを行い、係ならびに警備員に連絡すること。
 - (3) 使用者はプール使用の入退場に際し、必ずシャワーを浴びること。
 - (4) 定期的使用については、係の指導を受けること。
- 2 使用者が前項各号に違反した時は、直ちに使用を停止し、以後の使用は認めない。

（禁止事項）

第9条 使用に際し、以下の禁止事項を遵守すること。

- (1) 体育施設を使用する際、体育館・ウエルネスセンター内での土足。
テニスコートは原則としてテニスシューズ以外での使用。
 - (2) 体育施設内における飲食および喫煙。
 - (3) プール入水時の、日焼け止めの使用。
 - (4) 使用許可以外の目的による使用。
- 2 前項各号に違反した時は、直ちに使用を停止し、以後の使用は認めない。

(任意事項)

第10条 この規定に定めるものの他、体育施設使用管理・運営に関する必要な事項は、その都度委員会で定める。

附 則

第11条 この規程は、平成9年12月3日より施行する。

- 2 「大谷女子大学体育館使用管理規程」・「大谷女子大学グラウンド使用管理規程(テニスコートを含む)」・「大谷女子大学プール使用管理規程」(各規程昭和56年4月1日施行)は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月11日から改正施行する。

◆大阪大谷大学情報基盤センター利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大谷大学情報基盤センター(以下「センター」という)のネットワーク、施設、設備の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 センターのネットワーク、施設、設備の利用は、学習・教育及び研究の推進と向上を図ることを目的とする。

(利用施設・設備)

第3条 センターの利用に供するネットワーク、施設、設備は、別に定める。

(利用者)

第4条 センターを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 大阪大谷大学(以下「本学」という)の専任および非常勤の教職員
- (2) 本学の学部学生・大学院生および科目等履修生・研修生・聴講生
- (3) センター研究員
- (4) その他、センター長が適当と認めた者

(利用日)

第5条 センターは、本学の定める休業日を除いて、利用することができる。

- 2 センター長は、必要と認めたとき、臨時に利用日を変更することができる。

(利用時間)

第6条 センターのネットワーク、各施設、設備の利用時間は、別に定める。

(利用申請)

第7条 センターを利用しようとする者は、利用申請書をセンター長に提出し、許可を受けなければならない。また利用申請者は、事前に行なわれる利用者講習会を受講していなければならない。

2 第4条第1項の者については、申請書の提出を省略することができる。

3 新たに機器等を設置し、センターのネットワークに接続し利用することを希望する場合は、事前にセンター長に対し申請し許可を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

第8条 センターの利用者は、センターのネットワーク、施設、設備、備品等の保全に留意し、センター長の指示する事項を遵守しなければならない。

(禁止事項)

第9条 センターは利用者に対し、次の行為を禁止する。

(1) センターの定める規程等に違反し、センター及び他の利用者に対して、迷惑もしくは損害を与える行為

(2) センターのネットワーク、施設、設備の利用を通じて、他者の人権及び権利を損なう行為

(3) 不正に他人のユーザアカウント及びパスワードを使用する行為

(4) 自己のユーザアカウント及びパスワードを他者に使用させる行為

(5) その他、センターのネットワーク、施設、設備の利用目的に合致しない行為

(調査・検証)

第10条 前条の禁止事項が発生した場合、または発生する事態がある場合、センター長はこの件について調査・検証することができる。

(利用資格の停止)

第11条 利用者が、この規程およびこの規程に基づく定めを遵守しないときは、センター長は、この利用者の利用資格を停止することができる。

2 センター長は、利用者の所属長に対して、懲戒の勧告をすることができる。

(雑則)

第12条 本規程に定めのない事項が発生した場合は、センター委員会で検討する。

(改正)

第13条 本規程の改正は、教授会の議を経て行う。

附 則 この規程は、平成11年3月3日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。

大阪大谷大学 成光会(同窓会)会則

◆大阪大谷大学成光会（同窓会）会則

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、大阪大谷大学成光会（以下本会という）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、大阪大谷大学建学の精神に基づき、会員相互の親睦を図るとともに母校との関係を密にして、母校の向上発展を期することを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は必要に応じて次の事業を行う。

- 1) 会員名簿の発行
- 2) 会報の発行
- 3) 講演会・講習会・研究会等の開催
- 4) その他目的達成に必要な事業

（事 務 所）

第4条 本会は、事務所を富田林市錦織北3丁目11番1号大阪大谷大学内におく。

第2章 会 員

（会 員）

第5条 本会の会員は次の通りとする。

1) 正会員

大阪大谷大学（旧大谷女子大学）卒業生・大阪大谷大学（旧大谷女子大学）大学院修了生・大阪大谷大学（旧大谷女子大学）教育専攻科（旧教育福祉専攻科）修了生

2) 準会員

大阪大谷大学（旧大谷女子大学）に2年以上在学した者、及び大阪大谷大学（旧大谷女子大学）大学院に1年以上在学した者で、入会を希望し、役員会の承認を得た者。

3) 特別会員

大阪大谷大学（旧大谷女子大学）現旧専任教員・現専任職員

- 2 会員は 本会の目的を達成する為に 協力するものであり 本会を個人の

営利目的の為に利用してはならない。

- 3 会員で住所氏名など身上に異動を生じた場合は、すみやかに本会に通知するものとする。

第3章 役 員

(本会の役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- 1) 名誉会長 学長
- 2) 会 長 1名
- 3) 副 会 長 2名
- 4) 会 計 1名
- 5) 書 記 1名
- 6) 会計監査 2名
- 7) 常任委員 各期若干名
- 8) 学内委員 若干名

(役員の選出)

第7条 役員の選出方法は、次の通りとする。

- 1) 会長は、正会員の中から総会において選出する。ただし、総会における会長選任を円滑に行うため、役員会は会長候補者をあらかじめ選考し、総会に推薦するものとする。
- 2) 副会長・書記・会計・会計監査は、役員会において互選により選出し、総会の承認を得るものとする。
- 3) 常任委員は、卒業学年より選出する。常任委員選出に際し、推薦による場合は役員会の承認を得るものとする。
- 4) 学内委員は、大阪大谷大学（旧大谷女子大学）の卒業生で、母校に在職している者の中から互選により選出し、役員会の承認を得るものとする。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、重任は妨げない。ただし、連続3期以上にわたらないものとする。

- 2 役員中欠員を生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 役員の任務

(会長の任務)

第9条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

(副会長の任務)

第10条 副会長は、会長を常時補佐し、会長に支障のあるときはその任務を代行する。

(会計の任務)

第11条 会計は、会計に関する事務を処理する。

(書記の任務)

第12条 書記は、庶務事項を処理する。

(会計監査の任務)

第13条 会計監査は、会計を監査する。

(常任委員・学内委員の任務)

第14条 常任委員及び学内委員は、その他の役員とともに役員会を組織し、第19条に定める事項を行う。

2 常任委員は、同期会員との連絡をはかるとともに、同期会員相互の親睦に務める。

3 学内委員は、母校との連絡及び意志疎通をはかる。

(相 談 役)

第15条 本会に相談役をおくことができる。相談役は、役員会及び実行委員会において助言を与えるものとする。

2 相談役は、大阪大谷大学（旧大谷女子大学）専任教員の中から若干名を役員会が委嘱する。

3 相談役は任期を定めない。

第5章 会 議

(総 会)

第16条 総会は、原則として毎年1回開催する。

2 役員会において必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会を招集するには、総会開催日より20日前までに期日・場所・議事等を示し、会員に通知しなければならない。

- 4 総会の議長は、当日出席の会員中から選出する。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 6 総会に出席できない者は書面で表決し、または出席者にこれを委任することができる。ただし、当該議事につき、書面表決した者、及び他の出席者に表決を委任した者は、出席者とみなす。

(総会の議事事項)

第17条 総会においては次の事項を行う。

- 1) 会務の報告
- 2) 会計監査の報告
- 3) 決算の承認及び予算の議決
- 4) 会長の選出
- 5) 副会長・書記・会計・会計監査の承認
- 6) 会則の改正
- 7) その他重要事項の議決

(役員会)

第18条 役員会は会長が必要と認めたとき、または、役員3分の1以上から目的事項を示して請求のあった場合に開催する。

- 2 役員会は、役員総数の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意志を表示した者、及び他の役員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。表決については、役員会に出席できない者は書面で表決すること、または出席者に委任することができる。
- 3 役員会を招集するには、開催日より10日前までに期日・場所・議事等を示し、役員に通知しなければならない。
- 4 役員会の議長は、会長以外の出席者の互選によって選出する。
- 5 役員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 6 役員会は、相談役の出席を得て、その意見を聞くことができる。

(役員会の議事事項)

第19条 役員会においては次の事項を行う。

- 1) 予算案の協議と決算の審議
- 2) 各種事業の承認
- 3) 総会の議案の審議
- 4) 準会員の承認
- 5) 副会長・書記・会計・会計監査の選出
- 6) 推薦による常任委員、及び学内委員の承認
- 7) 役員として不適切であると思われる理由が生じた場合における対象役員の解任
- 8) その他必要と認めた事項

(実行委員会)

第20条 会長・副会長・書記・会計・学内委員は、実行委員会を組織し、第21条に定める事項を行う。

- 2 実行委員会は、相談役の出席を得て、その意見を聞くことができる。

(実行委員会の議事事項)

第21条 実行委員会においては次の事項を行う。

- 1) 庶務・会計の執行
- 2) 各種事業の立案
- 3) 総会および役員会の議案の立案
- 4) 総会および役員会の議決事項の実行
- 5) 予算案および決算書の調製
- 6) その他会長の附議した事項

第6章 地方支部会・同期会・クラス会

(地方支部会)

第22条 本会は役員会の承認を得て、地方に地方支部会を設けることができる。

(同期会・クラス会)

第23条 本会は同期会・クラス会等を後援することができる。同期会・クラス会等を開催した時は、その状況を本会に報告するものとする。

第7章 会 計

(会 費)

第24条 本会正会員は、卒業または修了の際、終身会費10,000円を納入するものとする。

2. 本会準会員は、役員会の承認を得たる際、直ちに終身会費10,000円を納入するものとする。

(経 費)

第25条 本会の経費は、会費・寄付その他の収入をもって充てる。また、必要に応じて経費を徴収することができる。

(報 告)

第26条 本会の収支決算は、総会で報告する。会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(独立会計)

第27条 地方支部会・同期会・クラス会などの会計は、本会の会計から独立して処理する。

第8章 附 則

(会則改正)

第28条 本会会則は、必要に応じて改正することができる。ただし、その場合は総会で過半数の同意を得なければならない。

(施 行)

第29条

1. 本会則は、昭和45年4月1日より施行する。
2. 本会則は、昭和56年4月1日より改正施行する。
3. 本会則は、昭和59年4月1日より改正施行する。
4. 本会則は、昭和61年4月1日より改正施行する。
5. 本会則は、平成3年4月1日より改正施行する。
6. 本会則は、平成4年4月1日より改正施行する。
7. 本会則は、平成6年4月1日より改正施行する。
8. 本会則は、平成6年8月28日より改正施行する。

9. 本会則は、平成12年6月25日より改正施行する。
10. 本会則は、平成17年4月1日より改正施行する。
11. 本会則は、平成18年4月1日より改正施行する。
12. 本会則は、平成28年4月1日より改正施行する。
13. 本会則は、平成29年4月1日より改正施行する。

学 歌

花 祭 の 歌

報 恩 講 の 歌

恩 徳 讃

1. 大阪大谷大学学歌

混声四部合唱

作詞 北村京子

作曲 窪田 譲

編曲 石若雅弥

Andante



きぼう のほしを みつけ るまで ちから のかぎり あゆみ

つづける せかいを めぐる ゆうしゃが そーだつ

しがくだ いが われら の ふる さと はばた け(はばたけ)おおぞ

らおぞらへ あすの 自分 を 信じて(しんじて)この手 に ーみらい

この手に

を(みらいを) 見 た(見た)と き おお た に の ーひかり

(みらいを) 見 た と き (とき) (おおたにの)

が (ひかりが) と も る おお さ か(おおさか)おお た に(おおたに)せいしゅんの が が や

(おおさか) (おおたに)

き (かが や き) きぼう のほしを つかめ

るまで ちから のかぎり あゆみ つづける せかいを ーかけーる



けんじゃが -あつまる しがくだ いが われらの ふるさ
と はばたけ(はばたけ)おおぞら(おおぞらへ)あすの 自分を 夢みて(ゆめみて) この手
に -みらいを(みらいを) 見た(見た)とき おおたに
この手に (みらいを) 見た と き (とき)
の -ひかりが(ひかりが) と も る おおさか(おおさか)おおたに(おおたに)せいしゅ
(おおたにの) (おおさか) (おおたに)
ん の か が や き (か が や き)

大阪大谷大学学歌

一、希望の星を見つけるまで

力の限り歩み続ける

世界を巡る勇者が育つ

志学台が我らの故郷

羽ばたけ大空へ

明日の自分を信じて

この手に未来を見た時

大谷の光が灯る

大阪大谷 青春の輝き

二、

希望の星を掴めるまで

力の限り歩み続ける

世界を駆ける賢者が集まる

志学台が我らの故郷

羽ばたけ大空へ

明日の自分を夢見て

この手に未来を見た時

大谷の光が灯る

大阪大谷 青春の輝き

2. 花祭の歌

作詞 井上賢順
作曲 大中寅二

可愛らしく明るく (大和島根に)

1. やーま と し まね に さき いー で し
2. あーわ れ みちと せり その かー み に
3. とーき は はる な り ちは おうー ど

はー な の さ ま ざ ま つ み そー え て
あー め と っ ち と を ゆ び さー し て
こー こ に み お し え い や さー か え

いー ま し よ そ え る は な みー どうー
わー れ ぞ こ の え る は な みー どうー
はー な も こ の ら い て と り うー た

たー た す ほ と け ん の と う と さ よ
と う と す き ほ ひ じ り の と あ れ ま し
きょうー の み ま つ り み な い わ ゆ ぬ え

3 2 1

はなまつり
花祭の歌

やまとしまね
大和島根にさき出でし
花のさまざまつみそえて
今し粧飾える花御堂
立たす仏の尊さよ

あわれ三千年往昔に
天と土とを指さして
我ぞこの世を救うべき
尊き聖と生れましぬ

とき
時節は春なり地は王土
此処に御教いや栄え
花もわらいて鳥うたう
今日の御祭みな祝え

3. 報恩講の歌

作詞 黒瀬智円
作曲 野村成仁

♩ = 96 心をこめて

1 わ ー か の り う ら わ の か た お な み の
2 ひ ー か と り の い ら し も た ろ お び な の
3 な ご り の み て こ と さ や か に し て

よ せ か れ け よ せ か け か え り ん と し く
ふ た な よ お こ ー も え し た ら い き ま て し

わ れ よ に ー し げ く か ー よ ー い ー き な た り
よ の り こ ー ぶ ー の は か み ー り ー き ー ゑ は
の り の つ ー ー の い の み ー ゑ と ー に ー は

み そ ほ と け の り ひ つ た え な ま し れ
み か と を う ー し の ん ゑ ん ま も う

(1923年)

報恩講の歌

和歌の浦曲の 片男波の
よせかけよせかけ 帰るごとく
われ世に繁く 通いきたり
みほとけの慈悲 つかえなまし

一人いてしも 喜びなほ
二人と思え 二人にして
喜ぶおりは 一人なるぞ
その一人こそ 親覺なれ

なごりのみ言 さやかにして
み名よぶ声を 慕いきまし
法のつどいの み座ごには
み影をうつし 臨みたもう

四、もしそれ知識の 教えなくば
とわの間路に まよいぬらん
みこころこめし きみによりて
いましほとけの 慈悲にあいぬ

五、喜びたかく 胸にあふれ
うれしさをかく きみに銘ず
身は粉にほねは 砕きてしも
報いがたなき きみがみ徳

4. 恩徳讃

親鸞聖人 和讃
清水 脩 作曲

Moderato ♩ = 76 穏やかに

によ ら— い だ い ひ— の お ん ど— く は
み を— こ に し て— も ほ う ず— ベ し
し しゆ— ち し— き の お ん ど く も —
ほ — ね を く だ きて も し ゃ す ベ し

恩徳讃

如来大悲の恩徳は

身を粉にしても報ずべし

師主知識の恩徳も

ほねをくだきても謝すべし

(親鸞聖人『正像末和讃』)

お問い合わせ内容	部 署	TEL	FAX
■ 個人情報保護、その他全般に関すること E-MAIL: soumu@osaka-ohtani.ac.jp	総務課<大学代表>	0381	5741
■ カリキュラム、資格、各種実習関係、大学における学習・成績、各種証明書発行に関すること E-MAIL: kyomu@osaka-ohtani.ac.jp	教務課	0382	4783
■ 教職に関すること E-MAIL: syusyoku@osaka-ohtani.ac.jp	教職教育センター	9891	9892
■ 学生生活、課外活動、奨学金に関すること E-MAIL: gakusei@osaka-ohtani.ac.jp	学生課	0384	0511
■ 体育・運動施設に関すること、体育会に所属する課外活動に関すること E-MAIL: s-center@osaka-ohtani.ac.jp	スポーツ支援センター	1100	—
■ ウエルネスセンターの利用に関すること E-MAIL: s-center@osaka-ohtani.ac.jp	ウエルネスセンター	9162	—
■ 健康管理、健康相談に関すること E-MAIL: hokenshitsu@osaka-ohtani.ac.jp	4号館保健室 20号館保健室	1059 0397	— —
■ 海外留学、研修、国際交流活動に関すること 英語教育、英語関連の資格・検定試験に関すること E-MAIL: kokusai@osaka-ohtani.ac.jp	国際教育交流 センター (GLEX)	0596	5429
■ 就職に関すること E-MAIL: syusyoku@osaka-ohtani.ac.jp	キャリアセンター	0898	1175
■ オープンキャンパス、入学試験に関すること E-MAIL: nyushi@osaka-ohtani.ac.jp	入試広報課	1031	5120
■ 学内LAN、情報機器管理に関すること E-MAIL: jyoho@osaka-ohtani.ac.jp	情報基盤センター	1117	0899
■ 図書館の利用に関すること E-MAIL: tosho@osaka-ohtani.ac.jp	図書館<事務室> <カウンター>	1015 1016	1176 1016
■ 博物館に関すること E-MAIL: hakubutukan@osaka-ohtani.ac.jp	博物館	1039	9787
■ 大学教育の教学データ収集に関すること E-MAIL: kyouikusion@osaka-ohtani.ac.jp	教育・学修支援係 (教育・学修支援センター)	9419	9420
■ 地域連携に関すること E-MAIL: shigakudai@osaka-ohtani.ac.jp	地域連携センター	0452	1515
■ 各学部事務室	文学部 教育学部 人間社会学部 薬学部事務室	4369 1046 1042 9580	4369 4369 1042 9890
■ 学生生活全般の悩み E-MAIL: soudanshitsu@osaka-ohtani.ac.jp	学生相談室	1049	1049
■ 授業環境における悩み、学生サポーターに関すること E-MAIL: access-g@osaka-ohtani.ac.jp	障がい学生支援室 <アクセスルーム>	0917	5479
■ 文具、事務用品等販売	購買部	1079	—
■ 教科書、書籍、雑誌販売	丸善キャンパスショップ	1078	1078

お問い合わせについては窓口事務取扱時間（P.84 参照）内をお願いします。ただし緊急の場合を除きます。